

埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(案)に対する県民コメントへの県の対応・考え方について

【県民コメント結果概要】

- ・ 県民コメント実施期間
令和5年10月17日から令和5年11月15日まで（30日間）
- ・ 意見の件数及び提出者数
188件（18人・10団体）

【御意見及び反映状況】

対応の区分		件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	38
B	既に案で対応済みのもの	2
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの	89
D	意見を反映できなかったもの	59
E	その他（単なる質問や賛否を表明しただけのもの等）	0

No.	頁	御意見の趣旨	大項目	中項目 (施策の方向性)	小項目又は 推進項目 (大)	推進項目 (小)	県の対応・考え方	反映状況
1	3	<p>法律の制定理由は正確を期すため法第1条の目的を引用した方が良い。</p> <p>①第3条の基本理念「女性の抱える問題が多様化するとともに」と第1条の目的「女性が安心して、かつ、自立して」を合わせているが、概要説明テキスト版では第1条の別の文「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため」を使って説明しており統一性が無い。</p> <p>②「人権の尊重」が明記されていないのは、この法律制定の目的から適切ではない。</p> <p>③また、法文の「女性の抱える問題」を「女性の抱える困難な問題」、「複雑化していることを踏まえ」を「複雑化している中」と言い換えていることも、ここでは適切でないと思われる。</p>	第1計画の基本的な考え方	1策定の趣旨			<p>「策定の趣旨」は法律及び基本方針を踏まえ、記載しています。</p> <p>なお、人権の尊重については、計画の目標に反映しました。</p>	D

2	3	<p>「この計画は、法や基本方針を踏まえ、」 ↓ 「この計画は、法を女性のための福祉法であると位置づけ、その基本法を踏まえ、」</p>	第1計画の基本的な考え方	1策定の趣旨			「策定の趣旨」は法律及び基本方針を踏まえ、記載しています。	D
3	3	<p>(2)(3)の記述によれば、本計画は、埼玉県知事から諮問された「埼玉県男女共同参画審議会」が答申を取りまとめ、この答申をもとに、「埼玉県男女共同参画基本計画」の下位計画として策定される。「埼玉県男女共同参画基本計画」においては、計画策定後は、進捗状況のモニタリングが行われている。よって、本計画においても、同様に進捗状況のモニタリングが行われるものと想定されるので、「埼玉県男女共同参画審議会」は、そのために十分な開催回数が確保されるべきである。</p>	第1計画の基本的な考え方	2計画の位置付け			計画の進捗管理に当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
4	3	<p>「埼玉県男女共同参画基本計画」の下位計画としたことを、歓迎します。女性が抱える問題は、多様化・複合化困難な問題を抱える女性を複雑化しているとの認識も妥当であり、その立場から、埼玉県における「男女共同参画基本計画」に位置付け、多様な角度から施策を推進してください。特に、人権意識向上、すべての取組にジェンダー平等視点を位置付けてください。</p>	第1計画の基本的な考え方	2計画の位置付け			「人権の擁護」「男女平等の実現」という法の基本理念に則り、施策を推進してまいります。	B
5	3	<p>「基本計画案」策定に当たっては、担当部署内だけで検討するのではなく、これまで困難な問題を抱える女性の支援に様々な形で関わり、現状の問題点を熟知している関係機関や民間団体の代表、研究者や有識者等からなる「基本計画策定委員会(仮称)」を開催し、そこで議論・検討のうえで計画案を策定することが重要と考えます。 次回からは、ぜひ官民合同の「基本計画策定委員会」を組織し、この分野の支援や研究において専門性の高いメンバーによる、より深い議論を踏まえた「計画案」を作成し、「男女共同参画基本計画」の一部として男女共同参画審議会で最終検討する形に変えていくことを、要望します。</p>	第1計画の基本的な考え方	2計画の位置付け			本計画の策定に当たっては、有識者や市町村、関係機関、公募委員からなる埼玉県男女共同参画審議会において、審議をいただいています。 また、女性支援に取り組んでおられる民間団体の方々に対し、女性支援の課題についてヒアリングを実施しています。いただいた御意見を踏まえ、実効性のある計画となるよう尽力してまいります。	C

6	4	<p>法第2条に基づき性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が対象であるとされているが、「基本方針」においては、重ねて次のように書かれている。</p> <p>「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。」</p> <p>このように、「不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等」に陥っている女性についても、法の対象となると解されるが、県計画案では、21頁に「高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます」と書かれていて、「不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難」に陥っている女性も法の対象であることが書かれていないので、記載するべきである。また、県計画案には、「若年女性」についての記述が皆無だが、声を上げにくく、支援につながりにくく、また制度の狭間に陥りやすいという特有の困難があることについても、特記されることが必要である。</p>	第1計画の基本的な考え方	3計画における施策の対象者		<p>本計画の対象者は、法第2条に基づき記載しており、法の基本方針にあるとおり不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥る恐れがあること等を前提としています。</p> <p>なお、法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず対象となることから、第5 計画の内容の基本目標 I において、御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>第5 計画の内容 基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 (修正前) 高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。</p> <p>↓</p> <p>(修正後) 年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。 なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。</p>	A
7	4	<p>施策の対象者である「困難な問題を抱える女性」については、「法第2条」による「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」が対象であるとされているが、法第7条が規定する「基本方針」においては、重ねて下のように書かれている。</p> <p>「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。」</p> <p>すなわち、「不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等」に陥っている女性についても、法の対象となると解されるが、本計画案では、この点忘却されているのではないと思われるので、記載すべきである。同時に、「年齢、障害の有無、国籍等を問わず」という点も、ここに明記されるべきである。</p> <p>また、本計画案には、「若年女性」についての記述が皆無であるが、声を上げにくく、支援につながりにくく、また制度の狭間に陥りやすいという特有の問題がある若年女性について、特記されることが必要である(「基本方針」ではこうした点についての記述がある)。21頁で記述したらどうか。</p> <p>さらには、21頁において、「高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます」と書かれたり、動画の説明テキストにおいては、「DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者などの「困難な問題を抱える女性」が包括的に定義されました」という言い方が行われているが、新法において、基底にあるのは「(カテゴリーとしての)女性」であって、そこに、「困難」(それは、「女性であること」と極めて強い関係がある)が起こり、また、他の属性が複合しているということなので、法の趣旨を正確に理解した記述を求める。</p>	第1計画の基本的な考え方	3計画における施策の対象者		<p>本計画の対象者は、法第2条に基づき記載しており、法の基本方針にあるとおり不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としています。</p> <p>なお、法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず対象となることから、第5 計画の内容の基本目標 I において、御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>第5 計画の内容 基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 (修正前) 高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。</p> <p>↓</p> <p>(修正後) 年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。 なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。</p>	A

8	4	<p>概要説明テキスト版の説明が間違っている。「困難な問題を抱える女性」はDV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者などだけではない。</p>	第1計画の基本的な考え方	3計画における施策の対象者		<p>本計画「3 計画における施策の対象者」において、施策の対象者は、法第2条に基づき、「様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としています。</p>	D
9	4	<p>本法における対象者は「女性」ですが、国の基本方針において性自認が女性であるトランスジェンダーの者について配慮する旨があり、本計画案においても性的マイノリティである者について配慮する旨を記載しています。そうであれば、この項目において性的マイノリティである者について配慮する旨を記載し、対象者を明確にしたほうが良いと思います。</p>	第1計画の基本的な考え方	3計画における施策の対象者		<p>本計画の対象者は、法第2条に基づき、記載しています。 なお、性自認が女性である者への配慮については、御指摘のとおり、本計画においては、基本目標 I において「なお、性的マイノリティについて、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。」としました。</p>	D
10	4	<p>施策の対象者である「困難な問題を抱える女性」については、「法第2条」による「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(その恐れのある女性を含む)」が対象であるとされているが、法第7条が規定する「基本方針」においては、「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。」と記述されている。現在の記述では、対象者を狭く規定した計画策定になることを危惧する。新法の趣旨に沿った記述を求める。</p>	第1計画の基本的な考え方	3計画における施策の対象者		<p>本計画の対象者は、法第2条に基づき記載しています。</p> <p>なお、第5 計画の内容の基本目標 I において、御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>第5 計画の内容 基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 (修正前) 高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。</p> <p>↓</p> <p>(修正後) 年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。 なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。</p>	A

11	4	<p>「そのおそれのある女性を含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。」</p> <p>↓</p> <p>「そのおそれのある女性を含む、また障害を持ち複合的な差別を受けより多くの困難を抱えた女性も含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。」</p> <p>※ここに入れるのが適切ではないのかもしれませんが、どこかに障害を持つ女性のことを明記したいと考えました。</p>	第1計画の基本的な考え方	3計画における施策の対象者			「基本目標Ⅰ」において、「年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。」と記載しています。	C
12	4	<p>「困難な問題を抱える女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現」</p> <p>↓</p> <p>「困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けることで、安心し、かつ、自立して暮らせるようになるとともに、そのための施策を推進することをもって、人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会を実現すること」</p>	第1計画の基本的な考え方	5計画の目標			御意見を踏まえ、「困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現」に修正しました。	A
13	4	<p>新法の基本理念を明記した目標の記述を要望する。</p> <p>「困難な問題を抱える女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現」</p> <p>↓</p> <p>「困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう施策を進め、安心し、かつ、自立して暮らせるようになるとともに、人権が尊重され、男女平等の社会を実現すること」</p>	第1計画の基本的な考え方	5計画の目標			御意見を踏まえ、「困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現」に修正しました。	A
14	4	<p>困難を抱えている女性への支援は、地域のNPOなど民間の支援団体が、助け合いの精神で献身的に活動してきたものと認識しています。このたび、法に基づき、埼玉県行政が支援の中核を担うことになることに大変期待をしております。</p> <p>困難を抱えている女性への支援は、行政機関や民間団体、地域団体、有識者など多くの主体が協働して対応していく課題と考えます。計画においては「ネットワーク」と表現されるところに該当するものと思われませんが、計画に表現されているネットワークが、現状において関わっている団体名の羅列であるとしたら、支援は追いつかないことが想定されますので、これまで実際に活動している民間団体も含めたネットワーク組織をまずは県段階で立ち上げ、設置し、実情を把握できるようにするとともに、ネットワーク組織での協議を施策(計画)に反映し、人的・財政的支援を行い、実効性のある施策が推進されることを求めます。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制			基本目標Ⅱ「困難な問題を抱える女性への支援体制の充実」の「2 民間団体との連携・協働の推進」において、民間団体との連携を強化するとともに、協働の実施や民間団体の育成・支援を図っていくため、計画に盛り込んでいます。いただいた御意見を参考に、民間団体との連携・協働を進めてまいります。	C

15	4	<p>○計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制 県の役割として、現在の地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況の検証、また、自治体によって所管が異なる現状についての検証、対応についての記述を要望する。 埼玉県は(人権・)男女共同参画課が計画を策定しているが、他都道府県、また市町村によっても、所管が異なる現状への留意が必要だと考える。法の「女性の福祉」「人権の尊重や援護」「男女平等」といった視点が計画の推進には欠かせないので、各自治体の男女共同参画担当課、男女共同推進計画、男女共同参画推進会議、男女共同参画推進センター等の役割、あるいは連携についても具体的な記述が必要ではないか。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(1)県と市町村の役割	ア 県の役割	<p>計画の第1 計画の基本的な考え方「6 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制 (2)支援に関わる関係機関の役割 オ その他関係機関」において、御指摘の機関名を位置付けています。 また、本計画は埼玉県男女共同参画基本計画の下位計画と定めるとともに、第6計画の推進体制で、埼玉県男女共同参画推進会議の役割を位置付けてます。いただいた御意見を踏まえ、取り組んでまいります。</p>	C
16	5	<p>「支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たします。」 ↓ 「支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる総合的な支援窓口を設置し、関係各所と連携した相談機能を果たします。」</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(1)県と市町村の役割	イ 市町村の役割	<p>法の基本方針を踏まえ、記載しています。 いただいた御意見を踏まえ、支援体制の充実を図ってまいります。</p>	D
17	5	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。」 ↓ 「女性への支援に関する活動を行う民間団体と対等な立場で協議し、役割を明確にしたうえで協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。」</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(1)県と市町村の役割	イ 市町村の役割	<p>県と市町村の役割における民間団体との協働の記述については、法の基本方針を踏まえております。 なお、「エ 民間団体等」の役割の記述において「県及び市町村と対等な立場で協働し」としております。 いただいた御意見を踏まえ、支援体制の充実を図ってまいります。</p>	C

18	4	<p>「女性相談支援センター」、「女性相談支援員」、「女性自立支援施設」を挙げています。このうち「女性相談支援センター」と「女性自立支援施設」は「婦人保護施設を前身として各事業を行なう」としています。婦人保護事業において婦人保護施設は第一種社会福祉事業施設として重要な役割を果たしてきました。DV防止法において一時保護は婦人相談所が行なうことになっています。「特に婦人相談所は専門的相談に加え、一時保護を行なう。また、市町村に対する助言や情報提供、研修、広域的な調整支援を行なう役割を担っています。私は市で計7年女性相談員を継続していますが、市で生じる困りごとを相談しても的確な助言をいただけず、また、一時保護を断られることが多く、県の役割が明確にみえません。</p> <p>DV被害者の緊急時の安全確保と一時保護は県の責務です。しかしながら、施設の構造的問題(バリアフリーでない)のため障がい者、高齢者、妊婦等が利用できず、一時保護を断られるケースが多く、また、個別でなく集団性が求められるために被害者にはハードルが高い施設となっています。また、難民である外国人に対して市としてどのような支援が可能か一緒に考えてもらいたく相談を行なっても、「ちょっと」と助言やヒントという相談にたどり着けませんでした。</p> <p>緊急時において市は関連施設である高齢者施設や障害者施設等々に保護しますが、月に数日の勤務である女性相談員が寄り添える訳ではなく市の職員も他の業務も兼務しており、十分なケアがされないまま被害者には新たな不安が生じてしまいます。</p> <p>また、実家、知人、友人宅に避難した方の中には金銭を要求されたケースもあり、被害者支援における保護は「公」を基準に施設を建て替え得る、新設するなど責務を果たしていただきたいと切に願います(県は市町村で生じている「困りごと」を把握していますか。また、どのようにそれらの情報を収集する窓口も持っているのでしょうか)。</p> <p>「困難な問題を抱える女性への支援」体制で婦人相談所は更に「女性相談支援センター」と「女性自立支援施設」に名称を変更し婦人保護の新たな重要な役割を果たします。ぜひ、保護と同時に被害者がケアされる施設であるよう若・高・妊婦・障がい者・外国人等が利用できる施設にして、個別に対応できる現実的課題に対応した施設に大野知事の下にて作り替えることを検討し、計画(案)に盛り込むようお願い申し上げます。</p> <p>女性相談支援員についても市それぞれにバラバラの体制を被害者に寄り添える支援員として明確にその日数や配置の仕方をお示しください。地域の実態把握のために「月統計」「社会福祉統計」ばかりでなく、被害者の顔がみえる「言葉を集め」もしくは女性相談員の「声」を聴き研修に活かしてください(女性相談員の声を聴く場を設けてください)。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	<p>計画の「困難な問題を抱える女性に対する支援」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
19	5	<p>女性相談支援センター及び女性自立支援施設は、退所後のアフターケアを適切に担う事ができる体制を構築することはもちろんですが、中長期滞在できる施設の確保または創設することも必要と考えます。また、一時保護退所後のアフターケアだけでなく、自力で避難した女性、子どもに対するアフターケアについても必要であり、抜け落ちることのないよう、明言してください。</p> <p>また、民間団体のステップハウスやシェアハウスなど、住居確保の側面だけでなく、トータルな支援を行う中長期の社会福祉施設と位置付け、一時保護委託、措置の対象とすることを求めます。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	<p>「基本目標 I 10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進」において、女性相談支援センター及び女性自立支援施設を退所した支援対象者や同伴家族のアフターケアの推進について記載しています。</p> <p>また、両施設に入所していない支援対象者については、「9 支援対象者に寄り添った自立支援」の中で民間団体による継続的自立支援等を通じ、アフターケアを実施してまいります。</p> <p>社会福祉施設は社会福祉法第62条に規定されているため、県では法に基づき対処してまいります。</p>	C
20	5	<p>○一時保護施設の機能について</p> <p>一時保護施設と、自立支援施設のあり方について</p> <p>同じ空間で同じ職員が、目的、支援方法の異なる施設の運営にあたることは、各施設の目的に適った処遇を行いその機能を果たすことには、相当な困難が伴うことであろうと考えます。</p> <p>どちらかの施設外出し(そとだし)することが、双方の施設にとって、あるべき姿を確立する、一つの方法であると考えます。</p> <p>また、現在、DVのシェルターを兼ねていることもあって、DV相談室が外出しされていた時期のような通所による相談業務、売春防止法時代のような、退所者のフォローにはほとんど取り組んでいません。</p> <p>新法に掲げられている、「退所者の相談援助」業務を適切に行うための方策を確保することが必要と考えます。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	<p>ア 女性相談支援センター</p> <p>女性相談支援センターの一時保護及び女性自立支援施設の在り方については、御意見を参考に考えてまいります。</p> <p>なお、令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合を行い、相談支援機能を本所(さいたま新都心)へ統合することで、通所による面接相談や退所者のフォローを実施していくこととしています。</p>	C

21	5	<p>様々な被害者を包括的に支援するためには、女性支援センターの相談対応力の抜本的強化が必要です。全ての市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置されてはいません。加害者や親族が行政で仕事をしていることもあり、住まいの地域で相談できない方もいます。そのため、県内に県女性相談支援センターの駐在所を複数置くことを求めます。</p> <p>また、県女性相談支援センターでは、市町村を経由しての相談を求めず、女性相談支援センターの支援員が面接し、市や警察等と協働して、ケースのアセスメントを行い、支援計画を立てる事について加えることを求めます。また、相談時間については、夜間も含め、24時間体制で相談を受ける体制を作ってください。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	<p>令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。</p> <p>令和6年度以降は、一時保護が必要な状況であれば、統合後の男女共同参画推進センターの相談支援窓口を通じてもお受けすることとなります。</p> <p>なお、緊急保護については、休日・夜間についても対応できる体制となっています。</p>	C
22	5	<p>「女性の性」売春防止法から「女性の生」女性支援法へ66年間手つかずの施行に期待しています。「人権の擁護」「男女平等」、「女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現」といった基本的な理念が掲げられ、また、居所なし、生活困窮やDV被害者だけでなく、性暴力被害者、若年女性、その他複合的な困難をかかえる様々な女性を支援する等、支援対象を拡げることが明確にされました。私たちは同法の導入を歓迎し、施行後の変革に期待しています。</p> <p>加えて、相談者の意志を尊重しつつ、「その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する」と、被害者中心主義を明確にしなが包括的な支援内容を示していることも、歓迎すべきことです。そして、その支援活動において私たち民間団体が対等な協働者として位置づけられたことも、画期的なことと考えています。</p> <p>これまでの売春防止法の規定の影響や、低予算での運営、市町村と都道府県に支援プロセスが分断されていることなどの背景から、現在の県婦人相談所の運営は、この法が目指す支援活動とはかなり隔たりがあり、また地域間の格差があるというのが現状です。そこで、県や市町村での基本計画策定にあたり、以下のことを明確に盛り込むことを提案します。</p> <p>【相談支援センターのスタッフと体制の抜本的強化】</p> <p>法に掲げられているように様々な被害者を包括的に支援するためには、女性相談支援センターの相談対応力の抜本的強化が必要である。支援の中核センターとして、センターの相談支援員がケースワークできるためには、以下のことを行うよう、計画に記載していただきたい。</p> <p>○相談支援員の増員1人配置ではなく毎日、必ず同一日に、同一の相談窓口の空間に複数配置。ケースにはチームで判断し、対応。例：県内に駐在所等複数の県の相談支援センターの相談室を置く場合は、それぞれに毎日2人以上配置。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	<p>令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。</p> <p>相談支援の充実に当たり、いただいた御意見を参考にまいります。</p>	C
23	5	<p>○いわゆる「直来なし」ルールを廃止する。</p> <p>初期相談段階から、女性相談支援センターの相談支援員が相談者に面接してケースを受けて、市や警察、民間の支援員などと協働してケースのアセスメントを行い、支援計画を立てること。</p> <p>「直来無し」ルールとは、被害相談をする人が直接県の婦人相談所に来所して面談し、そこから緊急シェルターに保護するなどの支援は行わず、市町村の婦人相談員から県に送り込む場合や、警察から来るケースなどに限って受け入れ一時保護するという方針のこと。いくら電話やSNS相談を受けても、その支援機関がその相談者に面談を提案しないというのは、一般の利用者の理解を得られるものではなく、不親切。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	<p>女性相談支援センターの在り方については、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C

24	5	○センター本部事務所以外の、県内各地に複数の相談室を設置し、県のセンターに相談者が直接アクセスしているのと同質の環境を作ること。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。統合により、相談機能を強化してまいります。法の基本方針に則り、相談支援に当たっては、困難を抱える女性にとって支援の端緒となる最も身近な相談先としての役割を果たす市町村と連携してまいります。	C
25	5	○多様な施設を確保または創設すること。 多様な相談者が利用できるようにするために、秘匿性の高い緊急シェルターが県に一つだけあれば良いのではなく、場所を秘匿しないオープンな、例えば実家代わりに利用できる一時滞在場所や「居場所」、そしてペットや同伴家族と一緒に利用できるような部屋などを確保すること。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	今後の一時保護や居場所づくりの在り方については、いただいた御意見を踏まえ、考えてまいります。	C
26	5	○センターは提示できる支援メニューを整備し、支援メニューをきちんと利用者に提示する。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	女性相談支援センターの一時保護及び女性自立支援施設の在り方については、御意見を参考にさせていただきます。	C
27	5	○一時保護の基準などについて、これまでの批判が出ていたことは「しない」と明記する 例:「所持金あり」「身体的暴力なし」「すべてを捨てて他県に行く決心はしていない」等の理由で一時保護を拒否せず、保護を望んだ相談者は原則保護すると明確に表明する。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性が抱えている課題は、多様化、複合化、複雑化しており、本人の状況等を踏まえ、本人の意向に寄り添いながら自立に向けた支援を実施してまいります。	D

28	5	<p>○相談員の名称と権限や待遇の同質化を図る 女性支援法の対象範囲が、旧来の売春防止法でいう「婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設」となっているが、婦人相談員とは、自治体が「婦人相談員とする者」である。県や市において、片方の部署にいる支援員は「婦人相談員(新法施行後は女性相談支援員)」であり、別の部署で同様の相談業務に当たっている職員が「婦人相談員(女性相談支援員)」ではない、というのは説明がつかない。全員を女性相談支援員とすることが理にかなっている。性暴力被害者のためのワンストップセンター、市の配偶者暴力相談支援センターや男女センター、人権センターなどその他の相談窓口等、自治体が設置する機関でDVや性暴力、家族からの虐待等々の困難を抱える女性への相談支援にあたるスタッフの権限と待遇を同一にすること。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	相談業務に従事する職員の職務内容や位置付け等については、法律等を踏まえ、地域の実情に応じ、各自治体において体制を構築していくものです。支援体制の充実を図るため、研修等を通じ、県内の女性相談支援員の資質向上の推進に尽力してまいります。	D
29	5	<p>○「1」、「・」で各項目が書かれていますが「基本的な方針」に合わせ①～⑤を使用する、又は1～5(書き方の決まりとして、やむを得ないのかも知れませんが)とする。 理由は、番号には順位性もあります。入所調整会議で第1優先にするのは「安全の確保及び一時保護」です。一時保護後に女性相談支援センターにおける各種支援の提供がなされていくのではないのでしょうか。入所にあたり、当事者が自立支援で考え始める「離婚の意思」や「住むところ」まで問われると入所の壁がどんどん高くなってしまいます。各支援現場でセンター入所の有無については、情報提供があり、センター入所を判断し、問い合わせが行われるわけです。現場の判断を断ることに繋がらない県内唯一、安全性の高い「断らないセンター」を目指し、活用を図ってください。 また、「断らない」の意味として、センター側の受け入れ態勢での問題として、多様な当事者の状況に合わせた施設の改善を目指して欲しいのですが、現実には追いつかない場合、センターが責任をもって他の福祉施設、民間団体への委託の形を即採る仕組みをセンターの役割として行い、適切な一時保護が行われる体制づくりが必要です。現在、各市町村の支援担当者が右往左往して一時避難場所を探すことがないようにしていただきたいのです。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。統合により、相談機能を強化してまいります。一時保護に当たっては、御意見を参考にさせていただきます。	C
30	5	<p>現在の女性(婦人)相談センターは、一時保護された方だけのセンター機能です。県外等から自力で避難した方、民間に避難した方々に対しても、相談から医療でのアセスメント・心身の回復支援・自立支援も含め、ワンストップセンターとして、長期的な支援が行われる場が求められています。WithYouさいたまがその場となってもいいかと思いますが。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。計画の推進に当たっては、御意見を参考にさせていただきます。	A

31	5	<p>私は自治体の女性相談や民間団体DV被害者支援に携わっている関係上、この「女性相談支援センター」の業務である「支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護」の在り方に興味があります。</p> <p>結論として、現状のような秘匿性が高く集団生活を基本とした一時保護施設一か所だけでは、多様化する当事者の困難な問題の解決に応えることができない、と考えています。もちろん、これまでのように秘匿性の高い一時保護施設は当然必要ですが、それ以外に、新法による支援対象者の多様なニーズに応えられるような、より多様な一時保護施設の在り方を検討・導入すべきと、考えます。</p> <p>ご存じのように、現婦人相談センターにおける相談件数の増加に反して、一時保護件数は減少の一途をたどっています。「安全確保」のための一時保護が不要になったのではなく、一時保護所の入所条件のハードルが高すぎるために当事者から敬遠されたり、やむなく自力避難を余儀なくされるケースも多い現状があります。</p> <p>具体的には、DV被害で入所を希望しても、①離婚前提、②県外転宅(時に特定の県を指定される)、③所持金なし、④スマホ使用や外出の禁止、⑤頼れる親族なし、⑥小学校高学年以上の男児は他施設入所、等の条件を示され、「入所を断念した」例も多々聞いています。安全確保のための秘匿性については譲れない条件でもありますが、その他の入所条件についてはハードルを低くする工夫が必要だと考えます。</p> <p>一時保護施設についても、関係機関や民間団体との協働により、当事者の多様なニーズに合わせて、小規模でも様々なタイプの一時保護施設を整備することが、県行政の責任ではないでしょうか。また、困難な問題を抱える若年女性の保護についても、児童福祉機関や教育機関との連携を含め、これまで以上に関係機関との「連絡調整」や「同行支援」が必要となり、一時保護施設についても新しいアプローチが必要となると思われます。</p> <p>最後に、高いハードルをクリアして県婦人相談センターの一時保護所に入所できた場合は、そこで行われている様々な分野の手厚い支援をえることが可能になっています。一方、公的支援に頼らず自力避難した方たちはそうした手厚い支援を受ける機会が失われ、転居後の自立支援にもつながりにくいなど、大きなハンディキャップを負っています。こうした現状を変えるために、多様な一時保護施設、多様な公的支援が整備されることを要望します。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	<p>今後の一時保護施設の在り方については、御意見を参考に、考えてまいります。なお、家庭に留まるDV被害者に対しては安全の確保と必要な支援について情報提供等により支援してまいります。</p>	C
32	5	<p>○一時保護施設の機能について</p> <p>婦人相談センターの一時保護施設は、売春防止法への対応から、居所のない女性への対応、DVから避難する女性への対応と、時代とともにその役割が変遷してきています。そして、新たなニーズに適切に応えるために都度必要な知見を獲得することに追われてきたともいえる状況にあります。</p> <p>今回、また新たに「困難女性」を受け入れることとなりますが、あまりに多様な課題を抱え、目的も異なる対象者を同時並行で受け入れることで、問題は生じないのか、職員は支援内容・方法をどう使い分けていくのか、「女性」ということで安易にひとまとめにして良いのか疑問を抱きます。</p> <p>議員立法にて成立した経緯もあり、個々の施策の目的は、それなりに考えられているとは思いますが、現状を十分検証し、検証結果を踏まえて立案されたものとは言い難い部分があります。</p> <p>そのような中、県として、現状を踏まえ、法の本来の趣旨、目的を全うできるよう、現場の課題を整理し、職員の声を聴き、資質の向上、望ましい運営方法についての検討などに丁寧に取り組んでいただきたいと思っています。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ア 女性相談支援センター	<p>いただいた御意見を踏まえ、一時保護の充実を図ってまいります。</p>	C
33	6	<p>女性相談支援員は正規公務員で、継続的で安定した身分保障と権限を持った支援員にして下さい。会計年度任用職員では「困難な問題を抱える女性支援基本計画」が「困難な問題を抱える女性の再生産」とならないように期待します。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	<p>女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。</p>	D

34	6	<p>○女性相談支援員は正規公務員で、継続的安定的身分保障と権限を持たせてください。本法の定める「困難」とは、性暴力、性の商品化に限らず貧困、固定的性別役割分担意識による家庭内での人権侵害、孤立化、SRHRなど多岐にわたります。そして最も女性を困難な立場に追い込んでいるのは非正規雇用による経済力の不安定さ、経済的自立ができない点です。本計画では支援員が「会計年度任用職員」など非正規公務員で対応する可能性が高いようです。女性支援法が困難女性を再生産するようなことになっては本末転倒です。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
35	6	<p>○女性相談支援員は正規公務員で、継続的安定的身分保障と権限を持たせること。そもそも、本法の定める「困難」とは、性暴力、性の商品化に限らず貧困、固定的性別役割分担意識による家庭内での人権侵害、孤立化、SRHRなど多岐にわたる。そして最も女性を困難な立場に追い込んでいるのは非正規雇用による経済力の不安定さ、経済的自立ができない点である。本計画では支援員が「会計年度任用職員」など非正規公務員になる可能性が高い。困難な女性支援法が困難女性を再生産するようなことになってはならない。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
36	6	<p>○女性相談支援員は正規公務員で、継続的安定的身分保障と権限を持たせてください。本法の定める「困難」とは、性暴力、性の商品化に限らず貧困、固定的性別役割分担意識による家庭内での人権侵害、孤立化、SRHRなど多岐にわたりますが、最も女性を困難な立場に追い込んでいるのは経済的自立ができない点です。女性支援法が困難女性を再生産するようなことにはなりません。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
37	6	<p>県人権・男女共同参画課は、支援員を会計年度任用職員にする理由として「国庫補助金が非正規雇用にしかつかないため」と説明しています。しかし、本計画は「包括的かつ継続的な支援」を謳っており、支援内容が多岐にわたり、支援担当者は複数の公的機関、民間機関を調整する能力と、高い経験値を必要としています。にもかかわらず有期契約の不安定な身分の非正規公務員で対応するのは、相談者にとっても不安で、継続的支援につながらないと考えます。県独自予算により正規公務員で対応する努力をするとともに、国に国庫補助金の「非正規」に限った要綱の見直しを求めてください。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D

38	6	<p>県人権・男女共同参画課は、支援員を会計年度任用職員にする理由として「国庫補助金が非正規雇用にしかつかないため」と説明している。しかし、本計画は「包括的かつ継続的な支援」を謳っており、支援内容が多岐にわたり、支援担当者は複数の公的機関、民間機関との連携と高い経験値を必要とする。にもかかわらず、有期契約の不安定な身分の非正規公務員で対応するのは、相談者にとっても不安で継続的支援につながらない。県独自でも正規公務員で対応する努力をするとともに、国に国庫補助金の「非正規」に限った要綱の見直しを求めるべき。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
39	6	<p>県人権・男女共同参画課は、「国庫補助金が非正規雇用にしかつかないため会計年度職員で対応」と説明しています。しかし、本計画の「包括的かつ継続的な支援」のためには、支援員は複数の公的機関、民間機関を調整する能力と、高い経験値を必要としています。県独自予算により正規公務員で対応する努力をするとともに、国に国庫補助金の「非正規」に限った要綱の見直しを求めてください。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
40	6	<p>新法に盛り込まれた内容を実現するために、女性相談支援員の処遇を、現在の「会計年度任用職員」から常用雇用の専門職員に変更することが必要である。この後に述べる「同行支援」「継続的自立支援」「支援メニュー(施策)のコーディネート」を県が責任を持って実施するならば必須である。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
41	6	<p>○女性相談支援員の任用と財源 厚労省の若年被害女性等支援事業の補助対象人件費は会計年度任用職員等に限定されているが、女性相談支援員の業務は専門性と継続性が求められる。任用形態自体と補助対象経費要件の見直しが必要であるが、県と市においては財源措置を講じて正規職員を任用すべきである。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D

42	6	<p>この基本計画では、対象者に直接かかわる相談員の資質が問われることになる。今まで、婦人相談員として活動してきた方も、一定の研修が必要となる。相談員の身分保障、研修の公費負担など、基本計画に盛り込むべき。</p> <p>現在、相談員の皆さんは、会計年度任用職員の扱いになっている。切れ目のない支援が必要とされているのに、1年ごとの相談員の採用は、充実した支援にならない。相談員の採用の継続を施策に盛り込むべき。支援機能の強化・充実を言うなら、まずは相談員をどう養成し、定着してもらえるかが重要。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	<p>女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。</p>	D
43	6	<p>埼玉県内の各自治体では、「婦人相談員」という立場であっても、会計年度任用職員や非常勤職員であるため、「同行支援」が業務内容に含まれておらず、電話相談や書類作成等に携わっているだけのケースが多い、という現状があります。また、(人権・)男女共同参画課の業務では相談が中心で、支援のためのケースワークを直接担うのは福祉課等、他の部署であるため、当事者の意思を尊重して「各種支援のコーディネート」を行う必要性や、各支援機関への「同行支援」の重要性があまり認識されてこなかった、という埼玉県独自の問題もあります。</p> <p>新法下の「女性相談支援員」は、単なる「相談員」ではなく、実際に「支援を届ける」担当者として機能しなくては、意味がありません。そのためには、「女性相談支援員」が各種支援を当事者の意思決定に沿って「コーディネートし」、必要に応じて各機関に「同行」することによって、確実に「必要な支援を当事者に届ける」事を可能にする体制づくりが重要です。</p> <p>この点については、17頁課題(6)市町村の女性相談支援員設置体制の強化とも関連して、市町村の「女性相談支援員」が「最も身近な相談先として・・・大きな役割を果たしていく」事を可能にするため、単に能力や高い専門性に留意するだけでなく、職場内の地位や処遇、労働条件等の抜本的改善が必須である、と考えます。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	<p>法の基本方針における、女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員です。都道府県の女性相談支援員は支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援に必要な各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、適切な支援につなげる役割を担うとされています。</p> <p>都道府県と市町村との女性相談支援員がそれぞれの役割を担いながら、連携し支援を担ってまいります。</p> <p>女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。</p>	D
44	6	<p>困難な問題を抱える女性は増え続けており、相談件数も大幅増加していると聞きました。それは当然のことであり、ありがたいことですが、県内のある市では女性支援相談員の雇用形態が正規職員と非正規職員がほぼ半々となっています。他市もそういうところが多いのではと思います。相談者と相談員の信頼関係を継続することが大切だと思われまますので、優れた非正規相談支援員は、ぜひ正規職員として採用して頂きたいと思えます。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	<p>女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。</p>	D

45	6	女性相談支援員は正規公務員とすべきです。「官製ワーキングプア」とも言われ、安い賃金で不安定な雇用である会計年度任用職員を相談員に充てるとするならば、困難を抱える女性の問題を抜本的に解決する姿勢がないも同然です。会計年度任用職員という働き方は、その多くを占めている女性を安く都合よく使う雇用形態にほかなりません。困難を抱える女性たちから相談を受け、その経験値を蓄積し生かしていくためには、継続的に相談・支援にあたる専門性を持った相談支援員をその職に充てるべきです。また、現在すでに相談支援員として働いている方々についても、会計年度任用職員であれば正規公務員に切り替えるなど、処遇の改善を行うべきです。これは、各市町村においても同様で、すでに女性相談支援窓口が設置してある自治体でも、相談員が会計年度任用職員であることが多いと思われませんが、正規公務員への切り替え、処遇改善を図るべきです。併せて、女性支援に関わる職員、関係者すべてに対し、セクハラやパワハラ防止のための研修をしっかりと行うようお願いします。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。また、計画の推進に当たっては、セクハラ・パワハラ防止を含め、女性の人権を尊重する県民意識の醸成を図ってまいります。	C
46	6	相談員は、正規雇用でコーディネーター(支援の司令塔)として活躍できるよう、相談員の雇用環境を改善してください。そして、困難な問題を抱える女性を傷付けるようなことがないよう、スキルアップできるように必要な研修を随時実施してください。そのような場を活用して、相談員の横のつながりを作ることも大切で、県が担ってください。配偶者暴力相談支援センターは、22市にしかありません。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。女性相談支援員の資質向上については、基本目標Ⅰ「4 相談支援の充実」や基本目標Ⅱ「3 関係機関との連携体制の充実」の中で研修等を通じ図ってまいります。その中で、相談員の横のつながり作りも図ってまいります。	D
47	6	列举されている業務の中に、「同行支援」が入っていないので入れるべきである。「基本方針」では、「市町村等の女性相談支援員」に関して「同行支援」が書かれているが、県に置かれる女性相談支援員の業務としても、行われるべきである。「同行支援」は、これまでDV被害者支援において蓄積されてきたが、「困難女性」への支援に際しても、極めて重要な支援となるはずなので、これを明記すること。家庭の中での虐待などについても、公的支援は足りないため、これも同行支援の対象とすべきである。また、それが十分可能になるためには、女性相談支援員の処遇を向上させることが必要であり、多様な業務実績を蓄積するためにも非正規ではなく、正規職員とすべきである。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	法の基本方針における、女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員です。都道府県の女性相談支援員は支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援に必要な各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、適切な支援につなげる役割を担うとされています。都道府県と市町村との女性相談支援員がそれぞれの役割を担いながら、連携し支援を担ってまいります。女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
48	6	計画には女性相談支援員の業務として、「同行支援」が書かれていない。弱い立場、困窮している人にはどうしても必要だ。行政が行う支援業務の一環として記載されなければならないと考える。外国人、障害のある人については特に必須である。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	法の基本方針における、女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員です。都道府県の女性相談支援員は支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援に必要な各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、適切な支援につなげる役割を担うとされています。都道府県と市町村との女性相談支援員がそれぞれの役割を担いながら、連携し支援を担ってまいります。	D

49	6	<p>業務として「同行支援」を入れるべきである。「基本方針」では、「市町村等の女性相談支援員」に関して「同行支援」が書かれているが、県に置かれる女性相談支援員の業務としても、行われるべきである。「同行支援」は、これまでDV被害者支援において蓄積されてきたが、「困難女性」への支援に際しても、極めて重要な支援となるので、明記すべきである。</p> <p>「同行支援」は、本計画案では、「民間団体」についてのみ記述されている(7頁、14頁、29頁継続的自立支援)が、「同行支援」は民間団体のみが行うものではなく、県の取組としても支援に必要な業務である。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	<p>法の基本方針における、女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員です。都道府県の女性相談支援員は支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援に必要な各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、適切な支援につなげる役割を担うとされています。</p> <p>都道府県と市町村との女性相談支援員がそれぞれの役割を担いながら、連携し支援を担ってまいります。</p>	D
50	6	<p>列挙されている業務の中に、「同行支援」が入っていないので入れるべきである。「基本方針」では、「市町村等の女性相談支援員」に関して「同行支援」が書かれているが、県に置かれる女性相談支援員の業務としても、行われるべきである。「同行支援」は、これまでDV被害者支援において蓄積されてきたが、「困難女性」への支援に際しても、極めて重要な支援となるはずなので、これを明記すること。</p> <p>「同行支援」は、本計画案では、「民間団体」についての記述にしか登場しない(7頁、14頁、29頁)。埼玉県は、「同行支援」は民間団体がやるものだと考えていて、自治体が行う業務としては考えていないのではないかと。民間団体に任せるのではなく、支援に必要な業務なのだということを書くべきである(上記のように「基本方針」にも業務として書かれている)。そして、それが十分可能になるためには、行政機関の職員についても、民間団体の職員についても、支援員の処遇を業務に見合ったものにする必要がある。</p> <p>家庭の中での虐待などについても、公的支援は足りない。これも同行支援のレパートリーの中に入るものである。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	<p>法の基本方針における、女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員です。都道府県の女性相談支援員は支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援に必要な各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、適切な支援につなげる役割を担うとされています。</p> <p>都道府県と市町村との女性相談支援員がそれぞれの役割を担いながら、連携し支援を担ってまいります。</p>	D
51	6	<p>「旧売春防止法において規定される『婦人相談員』が前身となります」と書かれていますが、この「婦人相談員」がこれまで行ってきたはずの「各種支援のコーディネイトや同行支援」という、重要な役割が「女性相談支援員」としての業務内容に含まれていません。ぜひ、新しく書き込むよう、要望します。</p> <p>この基本計画案では、「女性相談支援員」の業務は「…関係機関との連絡調整を実施」「…支援への入り口の役割を果たす」「…各種手続に関する支援等を実施することにより、支援対象者を適切な支援につなげる」と記されています。ところが、困難を抱える当事者にとっては「支援の入り口」を提示されても、不安や不信感のために自ら支援機関に赴き、確実に「適切な支援」につながるよう行動することが難しい場合が多いのです。したがって、「同行支援」なくしては実際の「支援につながりにくい」のが現状です。</p> <p>さらに埼玉県内の各自治体では、「婦人相談員」という立場であっても、会計年度任用職員や非常勤職員であるため、「同行支援」が業務内容に含まれておらず、電話相談や書類作成等に携わっているだけのケースが多い、という現状があります。また、(人権・)男女共同参画課の業務では相談が中心で、支援のためのケースワークを直接担うのは福祉課等、他の部署であるため、当事者の意思を尊重して「各種支援のコーディネイト」を行う必要性や、各支援機関への「同行支援」の重要性があまり認識されてこなかった、という埼玉県独自の問題もあります。</p> <p>新法下の「女性相談支援員」は、単なる「相談員」ではなく、実際に「支援を届ける」担当者として機能しなくては、意味がありません。そのためには、「女性相談支援員」が各種支援を当事者の意思決定に沿って「コーディネイトし」、必要に応じて各機関に「同行」することによって、確実に「必要な支援を当事者に届ける」事を可能にする体制づくりが重要です。</p> <p>この点については、17頁課題(6)市町村の女性相談支援員設置体制の強化とも関連して、市町村の「女性相談支援員」が「最も身近な相談先として…大きな役割を果たしていく」事を可能にするため、単に能力や高い専門性に留意するだけでなく、職場内の地位や処遇、労働条件等の抜本的改善が必須である、と考えます。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	<p>法の基本方針における、女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員です。都道府県の女性相談支援員は支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援に必要な各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、適切な支援につなげる役割を担うとされています。</p> <p>都道府県と市町村との女性相談支援員がそれぞれの役割を担いながら、連携し支援を担ってまいります。</p> <p>なお、国に対しては処遇改善を行いやすい環境の整備を図れるよう要望しております。</p>	D

52	6	新法では、女性相談支援員は、支援のコーディネーターとして位置づけられている。計画にも支援メニューに上がってくる施策(担当者)をコーディネートする役割を具体的に記載すべきである。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	「基本目標 I 9 支援対象者に寄り添った自立支援 (1)支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定」において、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の役割を記載しています。	D
53	6	「都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし…」 ↓ 「都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は専門性の高い女性相談支援員を長期視点を持って置くものとし…」	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	法や基本方針に基づき記述をしております。 なお、御意見を参考に、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
54	6	○相談支援員の支援力量の向上 相談者の困難な状況の理解や法制度などの知識を学ぶだけでなく、相談支援員としての基本的な態度や相談支援における留意点、ソーシャルワークの実際、社会資源等、体系的な相談員としての基礎的な研修を実施すること。女性相談支援員に必要な資質が備わっていない場合の対応として、基礎的な研修を受講するまでは現場への配置は控えるべきであることも明記し、新任の支援員の研修には、モニタリングやOJTを盛り込み、その後現場に配置すること。国の「基本方針」の支援内容や「アセスメント」の記述は、加害者から離れた後に施設入所した被害者の心身の状況のアセスメントや希望を聞くことなどに偏っているきらいがある。DV・虐待・性暴力など加害者が存在するケースでのアセスメントは、まずは加害行為の悪質度や危険度のアセスメント及び加害者に対してどのような方法で対応できるかのアセスメントが必要であり、そのような判断能力を相談支援員及び支援チームは持つ必要があることを明記する。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	困難な問題を抱える女性支援に当たっては、女性相談支援員をはじめ関係機関が連携し中長期の支援を行うことが必要です。御意見を踏まえ、支援対象者を適切な支援へとつなげるために、本計画の「女性相談支援員の充実」の中で女性相談支援員の資質向上を図ってまいります。	C

55	6	<p>○女性相談支援員の業務内容への加筆 「基本的な方針」の中に記入してある「調整等の支援コーディネート及び同行支援」の文言を加え、業務内容が変わることを強調する</p> <p>理由は、支援が当事者にエンパワーメントに繋がっていくためには、信頼する人の支援、特に、相談から避難時までには、今までの生活を大きく転換するので、混乱し、自身に対しても懐疑的となります。多くの制度活用も含め、生活再建も早急に行うことが迫られます。伴走支援とは、当事者が少しずつ自信を取りもどし、在りたい方向に向かうのをある意味見守る役目も果たします。その伴走者の役割が女性相談支援員です。そして、二次被害につながらないよう当事者の権利が十分に保障されるための制度活用も含め、「同行支援」は、メイン業務の一つです。</p> <p>しかし、その役目を行う支援が埼玉県内の多くの市町村、配暴センターで行われてきたでしょうか。皆無に等しかったと思います。(ただ、県の女性相談センター(婦人相談センター)の婦人相談員は「支援のコーディネート及び同行支援」を行い、本来の婦人相談員の役目をセンター内では果たしています)。</p> <p>現在の県内の婦人相談員の業務内容は、配偶者暴力相談支援センター(配暴センター)に婦人相談員がいても相談と傾聴、書類の作成が主で、その後の支援は、市の担当者が行っています。勤務形態も週1回～2、3回に制限され、支援の専門性は問われません。支援の調整も同行支援も業務とされていません。</p> <p>しかし、他県の7割は、婦人相談員は子育て支援課や福祉課に属しているので、婦人相談員の業務内容には「コーディネート及び同行支援」の文言が入ってなくても、その業務は前提となっています。一方、埼玉県の場合は、多くが男女課になっており、婦人相談員及び相談担当者による相談から一時保護、自立支援に繋がる一貫した支援ができなくなっています。</p> <p>ですので、埼玉県内では、婦人相談員と称しても、他県のような支援コーディネートや同行支援業務が共有されてこなかった現状を踏まえ、あえて「コーディネート及び同行支援」の文言を入れることで、実効性のある支援体制につながると思います。その為にも相談員の勤務形態を含めた待遇改善は必須です。</p> <p>○文言の入れ方の例え ①～各種手続きに関する支援等実施のコーディネート行い、同行支援により支援対象者を適切な支援につなげる ②「婦人相談員」が前身ですが・・・の前後に文言を入れる ③枠外の説明で「婦人相談員とは、電話相談、面接相談、同行支援、家庭訪問を業務とするソーシャルワーカー」と記入する又は、H3010/24厚労省「婦人相談員相談・支援の指針」に準じる</p> <p>○「市町村に婦人相談支援員が設置できない場合は、担当部署の担当が行う」と「基本的な指針」では書かれています。これも、はっきり明記してほしいです。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	イ 女性相談支援員	<p>法の基本方針では、都道府県の女性相談支援員は支援対象者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行うとともに一時保護等の利用の調整を行う役割を、市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、最も身近に相談できる支援機関に属する者の役割を担っています。都道府県と市町村との女性相談支援員がそれぞれの役割を担いながら、連携し支援していくことが重要であると考えております。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、「イ 女性相談支援員」において、「女性相談支援員が設置されていない市町村においては女性相談を担当する部署において必要な支援を行います。」を盛り込みました。</p>	A
56	6	<p>○名称について そもそも、法における名称がそうであることに違和感があり、可能であれば「女性支援施設」としていただきたい。 (本県では、現に、婦人相談所を婦人相談センターとしている。女性相談センターとしている自治体もある。)</p> <p>理由:『児童自立支援施設』の持つ機能、イメージが重なり、女性にとって利用しにくい施設となる虞があるため。 ※児童自立支援施設:不良行為を行なった、またはするおそれのある児童などに対し、入所や通所により必要な指導を行い、自立を支援する児童福祉施設。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ウ 女性自立支援施設	<p>令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担い、名称は「埼玉県男女共同参画推進センター」となります。</p> <p>なお、計画上は施設の個別名称として用いる部分を除き、施設の機能面を整理するために、法律上の名称を使用しています。</p>	D
57	6	<p>「支援対象者を入所させて…」 ↓ 「支援対象である女性のうち、入所を希望し、支援が必要と判断された女性を受け入れ…」 「支援対象者を入所させて～～:この説明も法にあるとおりですが、5頁にある「意思を尊重されながら」という説明と整合性がないと考えます。「支援対象である女性のうち、入所を希望し、支援が必要と判断された女性を受け入れ～～」との表現にはならないでしょうか？」</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ウ 女性自立支援施設	<p>御意見を踏まえ、「入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施」に修正しました。</p>	A

58	6	<p>「支援対象者を入所させて…」 ↓ 「対象者の入所を支援し…」 「させて」は上から目線で好ましくない。支援なのだから寄り添う姿勢が大切。「対象者の入所を支援し」にする。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ウ 女性自立支援施設	御意見を踏まえ、「入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施」に修正しました。	A
59	6	<p>○「(2)支援に関わる関係機関の役割」について 「支援対象者を入所させて、その保護を実施」 ↓ 「支援対象者の入所により保護を行い…」 女性自立支援施設の業務として、その筆頭に、「支援対象者を入所させて、その保護を実施」と書かれているが、適切ではない。これは法文第12条からきているものだが、そのまま踏襲する必要はないのではないか。「支援対象者の入所によりその保護を実施」などと変更すべきではないか(33頁;【施策の方向性】1支援の中核機関の機能強化)にみられる記述についても同様である。「支援対象者を入所させて保護し」ではなく「支援対象者の入所により保護を行い」などとすべきである。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ウ 女性自立支援施設	御意見を踏まえ、「入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施」に修正しました。	A
60	6	<p>現在、埼玉県では女性自立支援施設(婦人保護施設)一ヶ所で、女性相談支援センター(婦人相談所)を兼ねている状況です。一ヶ所では、秘匿性の高い緊急シェルターの機能対応しか困難では無いでしょうか。国の基本方針にもあるように、多様な支援を確保、または創設することとなり、老朽化している現在の婦人保護施設を、最新の安全を備えた、集団から個別のスペースを重視したつくりへの転換することを検討してください。新たな法律に合わせた取り組みを期待します。 また、民間シェルターや社会福祉施設への一時保護委託の他に、場所を秘匿しないオープンな一時滞在所や、ペットや同伴家族(男子とも)一緒に利用できる部屋を確保するなど、支援対象者のニーズに合わせた施設を確保または創設すると言う内容を入れてください。 また、一時保護の基準など、これまで行われていたグラウンドルール(退所後は他県へ等)は撤廃し、保護を希望した方は、原則保護すると明確に表明してください。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	ウ 女性自立支援施設	令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、女性相談支援センター・女性自立支援施設の機能を担い、相談、一時保護、自立支援、アフターケアまでトータルに支援できるよう体制を強化します。一時保護、自立支援に係る取組につきましては、いただいた意見を参考にさせていただきます。	C
61	7	<p>民間団体との「協働」については、この計画においても「県および市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら…支援を行います」とされ、重要視されています。一方、県内の民間団体は、17頁、3課題(5)民間団体への運営支援で説明されているように、「財政的基盤の脆弱性やスタッフの高齢化等による人的支援の不足などの課題を抱えて」おり、「民間団体への運営支援が求められて」いることを強調しておきたいと思えます。とくに、財政面の支援が急務です。「スタッフの高齢化問題」もありますが、民間団体の財政面が改善されれば、県「支援者養成講座」等の効果と相まって、徐々にスタッフ不足解決の糸口が見つかるのではないかと考えます。</p>	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	エ 民間団体等	基本目標Ⅱ「2 民間団体との連携・協働の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C

62	7	「民間団体等」は、「行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施」をすることになっているが、その中に、「同行支援」が含まれている。この書き方だと、「同行支援」は、行政機関は行わないものであると読めるが、適切ではない。行政機関による支援にも民間団体による支援にも、「同行支援」は含まれるべきなので、書き方を改めるべきである。	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	エ 民間団体等	法の基本方針における女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員です。都道府県の女性相談支援員は支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援に必要な各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、適切な支援につなげる役割を担うとされています。都道府県と市町村との女性相談支援員がそれぞれの役割を担いながら、連携し支援を担ってまいります。	D
63	7	「訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施」 ↓ 「随時の相談体制(電話・メール・面接等)、必要に応じた訪問や巡回、安全で安心できる居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、関係各所への同行支援、シェルターへの一時保護の受託、ステップハウスの利用案内、地域における生活再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟な支援を、各関係機関と連絡調整のうえ実施」	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	エ 民間団体等	民間団体の状況は様々であることから、法の基本方針に基づいた記載としています。	D
64	7	「女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題など多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であると思われ、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されます。」 ↓ 「女性が抱える困難な問題は、女性ならではの性的な被害、配偶者や親族あるいは親密な関係にある交際相手からの暴力や虐待、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの問題、デートDV、ストーカー行為の被害、生活困窮等の経済的困難、さまざまな障害、ハラスメント被害、リベンジポルノ、何らかの暴力被害による精神的ダメージ、外国籍女性特有の困難、住居問題、職業上の課題、社会的孤立状態など多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であると思われ、またひとりの女性が多くの複合的な課題を抱えているケースも多数であると想定されます。」	第1計画の基本的な考え方	6計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	(2)支援に関わる関係機関の役割	オ その他の関係機関	女性が抱える困難は多岐に渡り、必要な支援を提供する様々な関係機関と連携する必要があることから現在の記述とし、実際の連携先としての機関も併せて掲載しています。相談支援を通じ、本人の状況を丁寧に把握し、必要な支援につなげてまいります。	D
65	9	ここには現状を示すものとして埼玉県として把握できる関連データが掲げられているが、「基本方針」は、「①基本計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題を把握する」として、9つの事項を挙げている。その中に「その他当該地域における困難な問題を抱える女性への支援に当たり有用と思われるデータ」があるが、この「有用と思われるデータ」として、女性高齢者の相対的貧困率があると思うので(特に、単独世帯において高い貧困率を示す)、掲げること考えてほしい。 cf.「貧困統計ホームページ」(阿部彩東京都立大学教授) https://www.hinkonstat.net 阿部彩(2021)「貧困の長期的動向:相対的貧困率から見てくるもの」科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(基盤研究(B))「貧困学」のフロンティアを構築する研究」報告書	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題				「第2 困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題」においては、埼玉県内における状況を整理しています。いただいた御意見については、取組を進める上で、参考にさせていただきます。	C

66	14	<p>「シェルターの運営や相談事業、同行支援等の支援を行っています。」</p> <p>↓</p> <p>「シェルター及びステップハウスの運営や各種相談事業、関係各所への同行支援、アウトリーチ、生活再建に向けた自立支援、生理の貧困プログラム、性教育プログラム、支援者養成のための講座や研修等を行っています。」</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	2民間団体・市町村の状況	(1)民間団体の状況	県内の民間シェルター運営団体が共通して行っている代表的な支援を記載しています。	D
67	14	<p>「その相談内容の内訳はDV被害、生活困窮、家族関係等であり…」</p> <p>↓</p> <p>「その相談内容の内訳はDV被害はもとより、パートナーとの関係、子どものこと、ハラスメント被害、生活困窮、生きづらさ、家族関係、就労、孤独や孤立等であり…」</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	2民間団体・市町村の状況	(1)民間団体の状況	計画の策定にあたり、県内の7つの民間団体にヒアリング調査を実施しており、各支援団体が把握している支援対象者は様々な状況にあります。本計画には各団体の意見を踏まえ、主な意見を載せています。なお、調査結果概要については、令和5年度第1回男女共同参画審議会の資料として県HPに掲載しています。	D
68	14	<p>「また、①出張面談、②声掛け・夜間見回り、③ネットパトロールなど、④電話相談、⑤メールでの相談、⑥公的機関からの支援要請の対応等を行っています。」</p> <p>↓</p> <p>「また①電話相談、②メール相談、③面接相談、④出張相談、⑤訪問、⑥声かけ・夜間見回り、⑦ネットパトロール、⑧居場所の提供、⑨公的機関からの支援要請の対応等を行っています。」</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	2民間団体・市町村の状況	(1)民間団体の状況	計画の策定にあたり、県内の7つの民間団体にヒアリング調査を実施しており、各支援団体が把握している支援対象者は様々な状況にあります。本計画には各団体の意見を踏まえ、主な意見を載せています。なお、調査結果概要については、令和5年度第1回男女共同参画審議会の資料として県HPに掲載しています。	D
69	14	<p>「全体的にDV被害を受けている方の割合が高く、DV被害や暴力等が原因で精神的なケアが必要となっている、助けをうまく求められない…」</p> <p>↓</p> <p>「全体的にDV被害を受けている方の割合が高く、経済的に自立できない、子どもが小さくて動けない、DV被害や暴力が原因で精神的なケアが必要、頼れる親族がない、助けをうまく求められない…」</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	2民間団体・市町村の状況	(1)民間団体の状況	計画の策定にあたり、県内の7つの民間団体にヒアリング調査を実施しており、各支援団体が把握している支援対象者は様々な状況にあります。本計画には各団体の意見を踏まえ、主な意見を載せています。なお、調査結果概要については、令和5年度第1回男女共同参画審議会の資料として県HPに掲載しています。	D

70	16	<p>埼玉県の女性支援の課題は、DV被害者支援をはじめ、困難を抱えた女性への公的な支援が、婦人保護事業が十分活用されない、機能しなかった問題が第1と考えられます。第2に民間が育っていかない原因は、民間の運営の脆弱性が問われていたにもかかわらず、民間のシェルター運営の主たる委託業務が2017年度に激減、その中で培っていく民間としての女性支援の担い手づくりも、活動がないわけですから後退していったと思います。ですから、課題のポイントは、3機関の機能回復と民間シェルターへの委託を2017年度前に戻すことです。</p> <p>○加筆・修正 (1)「こうした状況を踏まえ、…」 ↓ 「こうした状況を踏まえ、女性相談支援員の業務内容を拡大したり、…」 (2)「早期に発見され」 ↓ 「早期に発見し」 (3)「一時保護委託の積極的」 ↓ 「一時保護委託の積極的な活用と仕組みづくりが急務です」 「ニーズが伺われると指摘されています。」 ↓ 「ニーズが指摘されています。一方、一時保護側にも配偶者暴力被害者等に限定されている場合があること、一時保護への入所のハードルが高いこと、同伴児童と一緒に入所できない、携帯電話の使用制限など支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があることも指摘されています(基本的な方針)」 (4)「十分な状況にはありません。法においては、…」 ↓ 「十分な状況にはありません。合わせて県外及び自力で避難した方々においても(十分な状況にはありません。)法においては…」 (5)「本県においても同様の状況にあり、民間団体への運営支援が求められています。」 ↓ 「本県においても同様の状況にあり、特に民間シェルターを存続させるための委託が十分行われてこなかったことも含め民間団体への積極的な委託を行う等運営支援が求められています。」 (6)「女性相談支援員が大きな役割を果たしていくことが求められます。」 ↓ 「女性相談支援員は大きな役割として包括的かつ切れ目ない支援の担い手となっていくことが求められていま</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題		<p>御意見を踏まえ、「基本目標 I 5 一時保護の充実」の「(2)一時保護委託の積極的な活用」を推進項目として位置付け、取り組んでまいります。</p> <p>加筆に関する御意見については以下のとおりです。 (1)ここでは、法の基本理念を踏まえた支援の方向性を記述していることから、計画案のとおりとさせていただきます。 (2)御意見を踏まえ「(2)困難な問題を抱える女性が早期に発見され、必要な支援へ結びつけられること」に修正します。 (3)御意見を踏まえ、「また、基本方針では支援対象者が配偶者暴力被害者等に限定されている場合があること、一時保護所への入所のハードルが高いこと、同伴児童と一緒に入所できない、携帯電話の使用制限など、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であることが指摘されています」を追記します。 (4)退所者には県外に避難した方も含まれております。また、自力避難した方については、「基本目標 I 4 相談支援の充実」の中で支援をしてまいります。 (5)「財政的基盤の脆弱性」は運営の不安定性を含めたものとなっております。 (6)女性相談センターや女性自立支援施設、女性相談支援員が支援機関の中心となり関係機関と連携を図ることで包括的かつ切れ目ない支援を行ってまいります。</p>	A
71	16	<p>「本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援」とされているが、「包括的かつ切れ目のない中長期的な支援」とも書かれている。「本人の意向」と「中長期的な支援」が必ずしも合わないこともありうるが、事柄の性質によっては「中長期的な支援」が念頭に置かれるべきである(「アフターケア」とも関連)</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(1)本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援	<p>「(1)本人の意向に寄り添った、…支援」は法の基本理念に基づき標題として整理しており、具体的な記述として、中長期的な支援と盛り込んでいます。御意見を踏まえ、「困難な問題を抱える女性に対する支援」を進めてまいります。</p>	C

72	16	<p>新法においては、基本理念として、「困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにする」(法第3条)と掲げられており、「基本方針」においてもこの点強調され、この(1)の記述につながっているが、他方(2)にも書かれているように、「困難な問題を抱える女性の多く」は、「自ら助けを求めにくく、潜在化しやすく、支援対象として見えていない状況」にある。</p> <p>また、支援につながったとしても、支援者との信頼関係の構築に時間がかかることがありうる。</p> <p>法第16条第2項は、国及び地方公共団体に対し、「自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発」を求め、「基本方針」においても、「自己がかげがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図る」とされているが、こうした記述は、これまで支援が届かなかった女性たちに支援を届けようとの自覚のあらわれであるので、その点について、例えば(2)で、より積極的に記述してほしい。</p> <p>また、「自己がかげがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること」は、「(事前の)教育及び啓発」だけでなく、支援のプロセスにおいても留意されるべきである。(1)において、「困難な問題を抱える女性」の支援とは、女性たちが自らの力を取り戻す、エンパワーメントの推進であることを記述するべきである。</p> <p>cf.「エンパワーメント(empowerment)」(日本女性学習財団ウェブサイト) https://www.jawe2011.jp/cgi/keyword/keyword.cgi?num=n000291&mode=detail&catlist=1&onlist=1&alphlist=1</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(1)本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援 (2)困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要な支援へ結び付けること	<p>計画の「課題」は、本県の現状を踏まえ、整理しております。取組の推進に当たっては、いただいた御意見を踏まえてまいります。</p>	C
73	16	<p>課題が6項目挙げられているが、特に(1)について課題が多様化、複合化、複雑化していることをまず行政が理解すべきと思っている。また、経済的な困難が、その後の自立の妨げになっていることを課題として入れてもらいたい。(3)の一時保護については、対象者の意向をしっかり調査して、課題に盛り込んでほしい。</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(1)本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援 (3)一時保護の積極的な活用	<p>課題(1)御意見を踏まえ、法の基本方針に基づき具体的な課題を下記のとおり追加しました。 「女性は性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすいことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。」</p> <p>課題(3)支援対象者の意向については、国の調査を踏まえ整理しています。一時保護に当たっては、本人の意向を丁寧に把握して対応してまいります。</p>	A
74	16	<p>「相談支援を行う窓口へつなげ必要な支援へと結び付けることが求められています。」 ↓ 「相談支援を行う窓口へつなげ必要な支援へと結び付けられることが求められています。」</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(2)困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要な支援へ結び付けること	<p>御意見を踏まえ、「支援に結び付けられること」に修正しました。</p>	A

75	16	<p>ここでの記述は、県婦人相談センターの一時保護件数が減少傾向にあるのは「仕方がないことなので」、一時保護については、民間シェルターや社会福祉施設などを積極的に活用すると読めるが、適切ではない。確かに、県婦人相談センターの利用者減少は「課題」ではあるが、その解決は他施設の活用のみ求められるべきではなく、県の施設自身の改善も、解決策である。婦人相談所と婦人保護施設の併設という(埼玉県)の現状を改めて、秘匿性を高くする必要がある施設、それほどでない施設など、ニーズに合った施設を用意するべきである。そのことによっても、課題を解決できるはずである。</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(3)一時保護委託の積極的な活用	今後の一時保護施設及び女性自立支援施設の在り方については、御意見を踏まえ、考えてまいります	C
76	16	<p>「一時保護の同意が得られない理由として、「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」など、…」 ↓ 「一時保護の同意が得られない理由として、「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」、「携帯電話が使えない」など、…」</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(3)一時保護委託の積極的な活用	御意見を踏まえ、「携帯電話が使えない」を追加しました。	A
77	16	<p>○意見 日本のDV被害者支援体制は、緊急一時保護支援に関しては徐々に進んできてはいるが、その後の生活の自立と安定を目指す「中長期的支援」が諸外国と比較して不十分であると、国の内外から指摘されています。今回、本「計画」においてはこの点の不十分さが認識され、「今後、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が退所後のアフターケアを適切に担うことができる体制を構築することが求められる」と記されている点は、評価できます。</p> <p>○要望 関連して、32頁「【施策の方向性】10地域での生活再建を支えるアフターケアの推進」において、他県からの転居者のアフターケアは「市町村」が支援の中心にならざるを得ないわけですが、「市町村」や「民間団体の継続的自立支援」に任せるのではなく、県としてのリーダーシップを発揮して具体的施策を組み立てるなど、必要な支援を見える化し、手立ての工夫をしていただきたいと思います。</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(4)アフターケアの実施に向けた体制の構築	令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制の強化を図ります。いただいた御意見を参考に、支援の充実を進めてまいります。	C
78	17	<p>「民間団体への運営支援が求められています。」 ↓ 「民間団体への直接的で、より充足した運営支援や補助金制度の実施、スタッフ養成に関するサポートや、その必要性を周知していくことも求められています。」</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(5)民間団体への運営支援	いただいた御意見を踏まえ、民間団体への運営支援については、各団体の状況等を踏まえながら実施してまいります。	C

79	17	<p>17頁の課題「(6)市町村の女性相談支援員設置体制の強化」にも書かれているとおり、法第11条2項は「女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮すること」としているのだから、その職責の重さを鑑みれば、処遇に問題のある会計年度任用職員ではなく、正職員として採用すべきであるので、これを県内市町村に求めるべきである。</p> <p>cf.女性相談支援員について 戒能民江(2018)「非正規」婦人相談員について『生活協同組合研究』2018年9月号、pp.14-20 https://www.jstage.jst.go.jp/article/consumercoopstudies/512/0/512_14/_pdf/-char/ja</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(6)市町村の女性相談支援員設置体制の強化	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
80	17	<p>課題としては、非正規職の婦人相談員が多いということの明記も必要。 また、女性相談支援員をバックアップする市町村担当課職員の資質向上の記述も要望する。</p>	第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	3課題	(6)市町村の女性相談支援員設置体制の強化	女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D
81	18	<p>「充実」という表現は、既に支援体制が整っていて、その充実をいかに図るのかと受け止められるが、9頁第2困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題、33頁施策の方向性からは「支援体制の構築・整備・充実」ではないかと考える。</p>	第3計画の体系	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実		本計画では、支援体制の構築・整備も含め、支援体制の充実としております。支援に関わる全ての関係機関や民間団体などとの連携・協働を進めてまいります。	D
82	20	<p>女性相談支援員設置市町村数目標値27市(R8年度末)を「全市町村」にすべき</p>	第4計画の推進指標			いただいた御意見を参考に、まずは計画期間の3年間において、推進指標を達成できるよう全市町村に働き掛けてまいります。	C

83	20	<p>困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数を全市町村としているのに、女性相談支援員設置市町村数を27市としているのは不十分である。10万人に満たない全市町村に設置すべきである（支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入口の役割を果たし・・・と設定説明されているようにどの自治体でも同様なはずだから）。</p>	第4計画の推進指標					<p>いただいた御意見を参考に、まずは計画期間の3年間において、推進指標を達成できるよう全市町村に働き掛けてまいります。</p>	C
84	20	<p>「女性相談支援員設置市町村数」について、現在17市に置かれており、「人口10万人以上の市に重点的に働き掛けることを目指し」というかたちで、目標値を「27市」と掲げているが、女性相談支援員は、相談を受けるだけでなく、所属する市町村内においてもさまざまな支援担当職員との間での調整業務を行うことになるため、すべての市町村に置かれることが必要である。基本計画策定について、県内すべての市町村に求めるのであれば、女性相談支援員についても、目標値は「27市」ではなく、計画同様、「全市町村」とすべきである。</p>	第4計画の推進指標					<p>いただいた御意見を参考に、まずは計画期間の3年間において、推進指標を達成できるよう全市町村に働き掛けてまいります。</p>	C
85	20	<p>現状値が「17市」とありますが、これは「婦人相談員設置市町村数」ではないでしょうか。そうであれば、女性相談員と婦人相談員との職務内容の違いに鑑み、現状値は「0市町村（ただし、婦人相談員設置市町村数は17市）」としたほうが良いと思います。</p>	第4計画の推進指標					<p>法の基本方針において、「婦人相談員」は「女性相談支援員」の前身とされており、令和6年4月から「女性相談支援員」に移行することが前提とされているものです。本計画は令和6年4月から施行する予定であるため、現在の記述としています。</p>	D

86	21	<p>本計画案には、「若年女性」についての記述が皆無であるが、声を上げにくく、支援につながりにくく、また制度の狭間に陥りやすいという特有の問題がある若年女性について、特記されることが必要である（「基本方針」ではこうした点についての記述がある）。「高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます」という文に続けて、「若年女性」についての記述を加えるべきである（「若年女性については、声を上げにくく、支援につながりにくく、また制度の狭間に陥りやすいという特有の問題があります。関係機関と協力しながら、支援を行います」など）。</p>	<p>基本目標 I 困難な 問題を抱 える女性 への包括 的かつ継 続的な支 援</p>				<p>御意見を踏まえ、年齢はもとより、障害の有無、国籍などを問わず対応できるよう下記のとおり修正しました。 なお、若年女性の支援に当たっては、いただいた御意見を踏まえ、進めてまいります。</p> <p>第5 計画の内容 基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 (修正前) 高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。</p> <p>↓</p> <p>(修正後) 年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。 なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。</p>	A
87	21	<p>多様な支援対象者についての配慮は必要だと思いますが、「本人の状況」だけでは他の支援対象者に適切な支援ができないのではないのでしょうか。例えば、性的マイノリティ、とりわけ性自認が女性であるトランスジェンダーの者とマジョリティである女性とを同じシェルターで保護することは好ましくない支援だと思います。ついては、「本人の状況に配慮」ではなく「他の支援対象者に配慮しつつ、本人の状況に配慮」としたほうが良いと思います。</p>	<p>基本目標 I 困難な 問題を抱 える女性 への包括 的かつ継 続的な支 援</p>				<p>県の一時保護施設や女性自立支援施設の入所対象は、国の解釈に基づき、いわゆる法律上の女性となります。 性自認が女性である者への配慮については、基本目標 I において「なお、性的マイノリティについて相談内容を踏まえ可能な支援を検討します。」としました。</p>	A
88	21	<p>困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な、「女性本人を中心とした」支援と加えてください。国の基本方針でも、行政主導ではなく、女性本人が求める、被害者中心主義を明確にしています。本人の意向に寄り添うことはもちろんですが、その支援の中心は女性本人であることを明確にすることを求めます。</p>	<p>基本目標 I 困難な 問題を抱 える女性 への包括 的かつ継 続的な支 援</p>				<p>法の基本方針では、「法は『困難な問題を抱える女性の福祉の増進』等を目的とするものであり、この目的に沿った『本人中心』の相談支援を進めることが何よりも重要である。」としています。基本方針に基づき、基本目標 I では、「女性の意思が尊重されながら」としてしています。いただいた御意見を踏まえ支援を推進してまいります。</p>	C

89	21	<p>人権尊重の気運の醸成は、その裏返しとして、差別を隠すのではなく、「差別を許さない」という毅然とした対応が、行政、職場、教育機関などあらゆる場面で必要と考えます。また、人権尊重を社会的気運・社会常識としていくために、学校教育、職場研修等のカリキュラムとして実施できるよう進めてください。</p> <p>特に、DV被害は命に関わる重大な犯罪となる場合が多く、またそのほとんどは男性が引き起こしている事実をふまえた教育を強力に推進してください。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>			<p>令和4年に改定した「埼玉県人権施策推進指針」を踏まえ、「ヒューマンフェスタオンライン」や「企業人権担当者研修会」等の実施や市町村や企業等への研修講師の派遣、啓発資料の配布等により広く啓発を行うほか、学校における人権教育も実施しています。</p> <p>特に、DVについては中高生向けのデートDV啓発資料の作成・配布などを行い、啓発に努めています。</p> <p>また、県の「男女共同参画に関する意識・実態調査」(令和2年度調査)によると、女性の25.6%、男性の14.3%が配偶者からの暴力経験があると回答しており、性別に関わらずDV被害者・加害者となる可能性があることからDV防止法は性別を問わず対象となっています。</p> <p>他方、女性が女性であることによる困難に陥るおそれがあることから、本計画の「女性の人権を尊重する県民意識の醸成」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
90	21	<p>県は、「「1女性の人権を尊重する県民意識の醸成」については法の基本方針にはない、本県独自の項目」だと言っているが、これは当然の大前提であり、「男女計画」Ⅲ、Ⅳでは、「意識の醸成」以上のことが書かれているので、これまで以上にどうするのが書かれるべきである。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>			<p>困難な問題を抱える女性への支援の推進に当たっては、女性の人権を尊重する県民意識の醸成が不可欠であるとの考えに基づき、施策の方向性1として「女性の人権を尊重する県民意識の醸成」を記載してまいります。</p> <p>なお、計画の実施に当たっては、上位計画である「埼玉県男女共同参画基本計画」と一体的に推進してまいります。</p>	D
91	21	<p>県は、「「1女性の人権を尊重する県民意識の醸成」について、「法の基本方針にはない、本県独自の項目」だと言っているが、これは、当然の大前提であり、「埼玉県男女共同参画基本計画」Ⅲ、Ⅳでは、「意識の醸成」以上のことが書かれている。にもかかわらず、本計画で「意識の醸成」とするのは、「埼玉県男女共同参画基本計画」の下位計画としては相応しくない。これまで以上にどうするのが書かれてしかるべきである。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>			<p>困難な問題を抱える女性への支援の推進に当たっては、女性の人権を尊重する県民意識の醸成が不可欠であるとの考えに基づき、施策の方向性1として「女性の人権を尊重する県民意識の醸成」を記載してまいります。</p> <p>なお、本計画の実施に当たっては、上位計画である「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえ、一体的に推進してまいります。</p>	D

92	21	「埼玉県男女共同参画基本計画」に位置付けることで、「女性の人権を尊重する県民意識の醸成」を推進項目の一番に位置付けたことは、とても重要です。この県民の意識の醸成なくして、困難な女性の問題は、繰り返しおこるものと思います。醸成のための様々な施策の推進を期待します。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成			いただいた御意見を踏まえ、施策を推進してまいります。	C
93	21	性被害、DV、経済的困窮、孤立などの問題は、女性に限らず、困難を抱える男性もいる。自殺者数は、男性が女性の2倍程度であり、困難を抱える男性は多いと考える。「女性支援」ばかりが強調されることによって、困難を抱える男性が孤立を深めないか、懸念している。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえるとやむを得ないと思うが、「男女平等」であるなら、「女性特有の問題」以外は、性別によらず支援すべきだと思う。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成			本計画は、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多いことを踏まえ制定された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき計画の策定をしているところです。 なお、上位計画である「埼玉県男女共同参画基本計画」や、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援委本計画」は性別を問わない支援施策の方向性となっています。	D
94	21	概要説明(テキスト版)には、法の基本方針にはない、本県独自の項目となっているとある。その内容は、上位計画「埼玉県男女共同参画基本計画」(以下「男女計画」)のⅢ、Ⅳで示されており、それ以上の取組があつてしかるべきである。 「男女計画」の4つの目指す姿と10の基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画 I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大 I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大 II 経済社会における女性活躍の拡大 II-1 働く場における女性活躍の推進 II-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会 Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援 Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う Ⅳ-1 男女の固定的な役割分担意識や偏見の解消 Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成			本計画は「埼玉県男女共同参画基本計画」の下位計画と位置付けており、男女共同参画基本計画と一体的に推進してまいります。	D

95	21	<p>「固定的性別役割分担意識や無意識の偏見があります。」 ↓ 「固定的性別役割分担意識や無意識の偏見(バイアス)があります。」</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>		<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成 (修正前) 固定的性別役割分担意識や無意識の偏見があります。 ↓ (修正後) 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(性差に関する無意識の思い込みや偏見)があります。</p>	A
96	21	<p>「法の基本理念により「人権の擁護」、「男女平等」という視点により…」 ↓ 「法の基本理念により「人権の擁護」、「男女平等」、「男女共同参画」及びSDGsにも掲げられている「ジェンダー平等」という視点により…」</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>		<p>本計画においては、法第3条の基本理念に基づいた記載としております。</p>	D
97	22	<p>○追加 (4)障害者のジェンダー不平等による複合的な差別の解消</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>		<p>いただいた御意見を参考に、計画の「女性の人権を尊重する県民意識の醸成」について取り組んでまいります。</p>	C

98	22	<p>施策の方向性に「女性の人権を尊重する県民意識の醸成」を入れたことは評価するが、ジェンダー平等やリプロダクティブヘルス/ライツについては学校で包括的性教育が行われることで進む。教育と啓発を1項目にせず、(3)で啓発、(4)に学校教育と項目を増やしてはどうか。これからの教育が大事。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>			<p>教育と啓発は同時に実施されることがあり、必ずしも分離できるものではないので、「教育・啓発」と記載しています。</p>	D
99	22	<p>計画体系の「固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発」に県職員や県議会議員、企業も十分な研修をするようにして下さい。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発</p>		<p>いただいた御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。</p>	C
100	22	<p>1計画の体系1(1)に「固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発」を県独自に掲げたことは高く評価しています。 しかし、意識啓発は、県民や学校教育だけでは不十分で、県職員、県議会議員、企業などでも十分な研修を行い、先日問題となった、「子ども虐待禁止条例改正案」題となった、「子ども虐待禁止条例改正案」のような固定的性別役割分担意識に基づいた条例案が提出されたり、セクハラ・パワハラが行われることのないよう研修を徹底するべきです。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発</p>		<p>いただいた御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。</p>	C
101	22	<p>1計画の体系1(1)に「固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発」を県独自に掲げたことを高く評価する。 しかし、意識啓発は、県民や学校教育だけでは不十分で、県職員、県議会議員、企業などでも十分な研修を行い、固定的性別役割分担意識に基づいた条例案が提出されたり、セクハラ・パワハラが行われることのないよう明記すべき。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発</p>		<p>いただいた御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。</p>	C

102	22	1計画の体系1(1)に「固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発」を県独自に掲げたことは素晴らしい。 しかし、意識啓発は、県民や学校教育だけでは不十分で、県職員、県会議員、企業などでも十分な研修を行い、固定的性別役割分担意識に基づいた条例案が提出されたり、セクハラ・パワハラが行われることのないよう研修を徹底してください。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	1女性の人権を尊重する県民意識の醸成	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	いただいた御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。	C
103	22	○項目の追加 県男女共同参画推進センターを拠点とする広報・啓発活動とあるが、今や知事のジェンダー主流化を県が率先垂範すべき時である。「全ての部署、施策、事業においてジェンダーの視点からチェックし、ジェンダー主流化を推進する。」を追加する。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	1女性の人権を尊重する県民意識の醸成	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	今後、県ではジェンダー主流化の取組について全庁的に進めるとともに、県民の方々に対し、県男女共同参画推進センターを中心に、広報・啓発活動を担ってまいります。	C
104	22	「②学校教育の強化(教育局)」を追加する	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	1女性の人権を尊重する県民意識の醸成	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	いただいた御意見を踏まえ、上位計画である県男女共同参画基本計画の基本目標「IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」の中で、施策を推進してまいります。	C

105	22	<p>○「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」と「性暴力被害防止」は並び論ぜられるものではないのでそれぞれを推進項目とする。</p> <p>○教育・啓発①⑤に、権利・自己決定に関する考え方を教育・普及啓発するものが無いので1つ「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の社会への浸透・定着」を追加する。</p> <p>○教員に対する研修の実施とともに施設職員に対する研修の実施が必要と考える。1つ「施設職員に対する研修の実施」を追加する。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発</p>	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成 (修正前) (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発 ① 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発 ② 予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施 ③ 性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施 ④ 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実 ⑤ 教員に対する研修の実施</p> <p>↓</p> <p>(修正後) (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発 ② 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発 ③ 予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施 (4) 性暴力被害防止についての教育・啓発 ① 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実 ② 教員に対する研修の実施 ③ 性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施</p> <p>また、「施設職員に対する研修」については関係部局に対しその必要性について働き掛けてまいります。 なお、女性の人権の尊重について施設職員の方を含め、広く県民意識の醸成を図ってまいります。</p>	A
106	22	<p>「(3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発」 ↓ 「(3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発をより強化する」</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、教育・啓発を推進してまいります。</p>	C

107	22	<p>①～⑤あるが、肝心の性と生殖に関する健康と権利についての「権利・自己決定に関する考え方」の記述がないので、書くべきである。 また、「⑤教員に対する研修の実施」とともに⑥として「施設職員に対する研修の実施」が必要である。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発</p>	<p>御意見を踏まえ、「性と生殖に関する健康と権利」について、下記の注釈をつける形に修正しました。 (注釈)性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、平成6(1994)年の国際人口 / 開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>また、「施設職員に対する研修」については関係部局に対しその必要性について働き掛けてまいります。 なお、女性の人権の尊重について施設職員の方を含め、広く県民意識の醸成を図ってまいります。</p>	A
108	22	<p>「⑤教員に対する研修の実施」とともに⑥として「施設職員に対する研修の実施」が必要である。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発</p>	<p>「施設職員に対する研修」については関係部局に対しその必要性について働き掛けてまいります。 女性の人権の尊重については施設職員の方を含め広く県民意識の醸成を図ってまいります。</p>	C

109	22	<p>「(3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発」ではなく、「(3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利並びに性暴力被害防止についての教育・啓発」とすべきである。どちらか一方を行えばよいわけではない。</p> <p>また、項目の中に、自己決定に関わる考え方としてのリプロダクティブ・ヘルス&ライツの教育・啓発・普及がないので、入れるべきである。そして、「⑤教員に対する研修の実施」だけでなく、「⑥施設職員に対する研修の実施」を設けるべきである。女性相談支援センター、男女共同参画関連施設の事務職員への研修は極めて重要である。施策について理解のない事務職員が職場環境を悪化させることがあってはならない。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発</p>	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成 (修正前) (3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発 ①妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発 ②予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施 ③性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施 ④性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実 ⑤教員に対する研修の実施</p> <p>↓</p> <p>(修正後) (3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 ①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発 ②妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発 ③予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施 (4)性暴力被害防止についての教育・啓発 ①性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実 ②教員に対する研修の実施 ③性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施</p> <p>また、「施設職員に対する研修」については、会議等を通じ、関係部局を通じてその必要性について働き掛けてまいります。 なお、女性の人権の尊重について施設職員の方を含め、広く県民意識の醸成を図ってまいります。</p>	A
110	22	<p>③、④の順番は、施策の重要性における順番ではない、とは思いますが、それでもやはり、④が先に来るべきであると考えます。</p> <p>そのうえで、④に関しては、セクシュアリティを人権としてとらえる「包括的性教育」の重要性を強調していただきたいです。「加害者にも被害者にもならない」ための人権尊重を軸とした包括的性教育が幼児期から必要であることは論を待ちません。</p> <p>また、③に関しては、警察本部による「セミナー・防犯講話」の内容について要望があります。これまでよく言われている「性被害・性犯罪に遭わないためには、〇〇してはいけない」といった論調で、被害者に性被害の責任を負わせるような講話にならないよう、十分に留意していただきたいです。むしろ、被害にあったときにはどうしたらよいか、被害の申し出はどこにすべきか、性に関する相談をしやすいく所はどこか等、具体的な問題に即した相談先・病院・警察などの連絡先等、情報提供が重要と考えます。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発</p>	<p>③性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施 ④性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実</p> <p>↓</p> <p>(修正後) (3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 ①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発 ②妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発 ③予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施 (4)性暴力被害防止についての教育・啓発 ①性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実 ②教員に対する研修の実施 ③性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施</p> <p>また、いただいた御意見をもとに被害者に非があるような講話にならないように、被害防止講話を引き続き推進するとともに、被害に遭った際の対応、相談窓口などの周知に努めて参ります。</p>	A

111	22	<p>「④性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実」 ↓ 「④性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での性教育の充実」</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>1女性の人権を尊重する県民意識の醸成</p>	<p>(3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発</p>	<p>④性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実</p>	<p>「性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育」とは、国の「生命(いのち)の安全教育」を踏まえ推進するものです。性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや一人一人を尊重する態度等を身に付けることを目的とするものです。そのため、性教育より広い概念となることから「教育」としています。</p>	D
112	23	<p>基本方針で積極的な取り組みが求められているが、若年女性に特化したものが無い。推進項目に対応するものとして(2)(3)①民間団体による出張相談の実施があるが、一つ「若年被害女性等への支援の実施」を追加する。 厚生労働省発社援06130613第44号((令和55年66月1313日))「困難な問題を抱える女性支援推進事業費の国庫補助について」の「若年被害女性等支援事業」と、近年の東京都、神奈川県、福岡県の取組事例を参考に「夜間見回り等アウトリーチ支援、居場所の提供」が考えられる。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>2アウトリーチなどによる早期の把握</p>			<p>施策の方向性「アウトリーチなどによる早期の把握」の推進に当たっては、年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じ、支援が届きにくい人々を支援につなげることを目指し、いただいた御意見を参考に推進してまいります。</p>	C
113	23	<p>早期の把握には、困難があると思いますが、困難が複雑化する前に支援につながる事が、早期の解決にもつながります。相談につながるハードルを低くし、気軽につながれることを推進して下さい。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>2アウトリーチなどによる早期の把握</p>			<p>いただいた御意見を踏まえ、相談しやすい環境整備に向け尽力してまいります。</p>	C

114	23	居場所の提供の促進を図るとしています。とても、重要な施策と思います。居場所づくりについては、安心して相談できる環境整備とその情報が当事者に届くことが必要です。また、継続した居場所となるよう工夫してください。今後、居場所の開催箇所の目標や開催内容の情報提供をおこなってください。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	3支援のきっかけ作りのための居場所などの提供			「居場所などの提供」を実施していく上で、いただいた御意見を参考に進めてまいります。 開催箇所の目標の在り方については今後、考えてまいります。	C
115	24	家を出る決断を迫られた女性にとって、生活の基盤になる居場所の提供は大事な施策になると思うので、民間に頼ることなく、公的な居場所も提供できるよう方向付けてもらいたい。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	3支援のきっかけ作りのための居場所などの提供	(1)民間団体による居場所の提供の促進		従来の生活の場から出て、新しい生活の場へ移行することとなった方で、支援が必要な支援対象者に対しては、公的支援として女性相談支援センターや女性自立支援施設(県男女共同参画推進センター)において入所及びその保護を実施してまいります。	D
116	24	「①民間団体によるアットホームな居場所の提供」 ↓ 「①民間団体による安全で安心できる居場所の提供」	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	3支援のきっかけ作りのための居場所などの提供	(1)民間団体による居場所の提供の促進	①民間団体によるアットホームな居場所の提供	民間団体ならではの特徴を強調した記載としています。 いただいた御意見については、参考にしております。	C
117	24	「①グループ相談会の実施②女性向けセミナーの実施」 ↓ 「①安全な場で自分たちのことを語り合えるグループ相談会の実施 ②女性向けセミナー(DV防止啓発講座、女性の自立に向けての各種講座、就労に向けてのスキルアップ講座、読書会、映画上映会等)」	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	3支援のきっかけ作りのための居場所などの提供	(2)グループ相談会や各種講座などの実施	①グループ相談会の実施 ②女性向けセミナーの実施	施策の具体的な内容は個々の事業展開によって異なることも想定されるため、現在の記載としております。 いただいた御意見については、参考にしております。	C

118	24	「民間団体の相談員やスタッフの資質向上を図ります。」 ↓ 「民間団体の相談員の専門性や長期対応をバックアップするスタッフの資質向上を図ります。」	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実			困難な問題を抱える女性支援に当たっては、女性相談支援員をはじめ関係機関が連携し中長期の支援を行うことが必要です。支援対象者を適切な支援へとつなげるために、いただいた御意見を参考に女性相談支援員の資質向上のほか、女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実に努めてまいります。	C
119	24	「県女性相談支援センターは支援の中核となる機関」とされており、単に相談を受ける機関であるだけでなく、「①市町村、県福祉事務所や民間団体等との総合調整」も行うこととされ、これまで以上の重責を担う機関となるので、質の高い業務遂行のため、事務局体制を含めて、抜本的な強化が必要である。それを求める。 法施行後は、埼玉県的女性関連施設として、「WithYouさいたま」に加えて「女性相談支援センター」があると(あるいは、「女性キャリアセンター」を含めて3つがあると)ということが、アピールされるべきである。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(1)女性相談支援センターにおける相談支援の充実 ①市町村、県福祉事務所や民間団体等との総合調整	令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化を図り、女性相談支援センター及び女性キャリアセンターとも連携を図ってまいります。	A	
120	25	ここに掲げられた「県関係機関」の中でも、「県福祉事務所」と「外国人総合相談センター埼玉」については、女性支援に特化した組織ではないので、法の趣旨についての正確な理解を求めること(他の関連機関についても同様である)。「県福祉事務所」に対しては、2019年6月の「他法他施策優先取扱の見直し」を徹底すること。 令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」 https://www.mhlw.go.jp/content/000780858.pdf	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(2)県関係機関における相談支援の充実	計画を進めていく上で、いただいた御意見を参考に関係機関と連携を図りながら取組を進めてまいります。	C	
121	25	24時間365日の対応を謳っていますが夜間のホットラインは下請けのコールセンターが行っていて、すぐに支援員につながるわけではありません。コールセンター担当者の十分な研修が必要であるととも、被害者が専門的知識と経験のある支援員とすぐにつながるシステムを構築すべきです。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(2)県関係機関における相談支援の充実 ③性暴力等犯罪被害者専用相談電話(アイリスホットライン)の相談支援の充実	法の基本理念等を踏まえ、国がガイドライン等の運用指針の見直しを行ってまいります。そのため、国や他都道府県の動向を注視しながら、充実に努めてまいります。 また、県営住宅等の活用については、DV防止法に基づきDV被害者と比較し、実態の把握が難しい状況にあることから、まずは、現状について把握し、支援の在り方について検討してまいります。 アイリスホットラインの夜間における相談担当者は、専門知識を有しております。引き続き支援の充実に努めてまいります。	C	

122	25	24時間365日を謳っているが夜間のホットラインは下請けのコールセンターが行っていて、すぐに支援員につながるわけではない。コールセンター担当者の十分な研修が必要であるとともに、被害者が専門的知識と経験のある支援員とすぐにつながるシステムを求める。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(2) 県関係機関における相談支援の充実	③性暴力等犯罪被害者専用相談電話(アイリスホットライン)の相談支援の充実	法の基本理念等を踏まえ、国がガイドライン等の運用指針の見直しを行ってまいります。そのため、国や他都道府県の動向を注視しながら、充実に努めてまいります。 また、県営住宅等の活用については、DV防止法に基づきDV被害者と比較し、実態の把握が難しい状況にあることから、まずは、現状について把握し、支援の在り方について検討してまいります。 アイリスホットラインの夜間における相談担当者は専門知識を有しております。引き続き支援の充実に努めてまいります。	C
123	25	コールセンター担当者の十分な研修が必要です。さらに、被害者が専門的知識と経験のある支援員とすぐにつながる即応力がないと性暴力被害者は救えません。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(2) 県関係機関における相談支援の充実	③性暴力等犯罪被害者専用相談電話(アイリスホットライン)の相談支援の充実	法の基本理念等を踏まえ、国がガイドライン等の運用指針の見直しを行ってまいります。そのため、国や他都道府県の動向を注視しながら、充実に努めてまいります。 また、県営住宅等の活用については、DV防止法に基づきDV被害者と比較し、実態の把握が難しい状況にあることから、まずは、現状について把握し、支援の在り方について検討してまいります。 アイリスホットラインの夜間における相談担当者は、専門知識を有しております。引き続き支援の充実に努めてまいります。	C
124	25	○性暴力ワンストップセンターの計画への組み込み 性虐待・性暴力の被害当事者は、困難を抱える女性であり支援対象であることが今回初めて法に明記された。本来なら、性暴力ワンストップセンターは、DVの場合の配偶者暴力被害者支援センターと同じ重さ、同じ質と量で困難を抱える女性のための主たる機関として自立支援法で位置づけられるべきである。このことを踏まえ、既存の性暴力被害者のためのワンストップセンターの支援との役割分担や協働関係を基本計画において明確化すること。 ①性暴力被害者のためのワンストップセンターを単なる連携機関とするのではなく、ワンストップセンターの強化も施策に含めていく。法に掲げている性暴力被害者の支援を、現在、性暴力ワンストップセンターは行っている。それを無視し、あいまいにしたまま、地域での支援を進めることは実際困難であり、また、被害当事者に混乱を与え、自治体として最善の支援が提供できないことになる。 ②女性相談支援センターの支援員と、都道府県が設置や共同運営等で関与する性暴力ワンストップセンターの支援員の待遇や権限に差が出ないようにすること。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(2) 県関係機関における相談支援の充実	③性暴力等犯罪被害者専用相談電話(アイリスホットライン)の相談支援の充実	法の基本理念等を踏まえ、国がガイドライン等の運用指針の見直しを行っております。そのため、国や他都道府県の動向を注視しながら、支援体制の充実に努めてまいります。本計画は法や基本方針を踏まえて作成しており、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの役割についても、「基本目標Ⅱ 3関係機関との連携体制の充実 (1) 県内の関係機関との連携強化」において記載をしております。 ①アイリスホットラインは、必要に応じて自治体と連携をし支援を行っております。計画の基本目標Ⅰ 4 相談支援の充実において、「③性暴力等犯罪被害者専用相談電話(アイリスホットライン)の相談支援の充実」を記載しています。 ②アイリスホットラインの相談体制の充実に努めてまいります。 なお、各支援員の処遇や権限は、各々の業務内容により決められることとなります。	B

125	25	「県各市町村の男女共同参画推進センター等の相談」を利用される女性も多いと思うので、「県各市町村の男女共同参画推進センター等の相談支援の充実」を追記してはどうか。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(3)市町村における相談支援強化への支援		「基本目標 I 4 相談支援の充実 (3)市町村における相談支援強化への支援」において、女性相談支援員配置への働き掛けを行い、市町村の相談機能の強化を実施してまいります。	D
126	25	補助金、研修などによって市町村で支援体制が作れるよう十分な予算化と支援員の育成を指導してください。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(3)市町村における相談支援強化への支援		推進項目「市町村における相談支援強化への支援」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
127	25	補助金、研修などによって市町村で支援体制が作れるよう十分な予算化と支援員の育成を望む。県に支援員がいても、交通費もなく子ども連れで相談できない場合もある。身近な市町村での十分な相談支援体制が急務である。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(3)市町村における相談支援強化への支援		いただいた御意見を踏まえ、推進項目「市町村における相談支援強化への支援」を進めてまいります。	C
128	25	補助金、研修などによって市町村で支援体制が作れるよう十分な予算化と支援員の育成を指導してください。県に支援員がいても、交通費もなく子ども連れで相談できない場合もあります。身近な市町村での十分な相談支援体制を県と連携して作ることが急がれます。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	4相談支援の充実	(3)市町村における相談支援強化への支援		いただいた御意見を踏まえ、推進項目「市町村における相談支援強化への支援」を進めてまいります。	C

129	25	<p>正規職女性相談支援員配置の働き掛けを。 新法の求める女性相談支援員の業務は、今までの婦人相談員の業務とは異なるため、非正規職では必要な権限がない。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>4相談支援の充実</p>	<p>(3)市町村における相談支援強化への支援</p>	<p>②女性相談支援員配置への働き掛け</p>	<p>女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。</p>	D
130	25	<p>「②女性相談支援員配置への働き掛け」については、配置される女性相談支援員は、正職員であるべきと働き掛けること。厚生労働省は、女性相談支援員（現婦人相談員）配置補助の対象者について、「都道府県及び市（特別区含む）において、任期付短時間職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員等として勤務する婦人相談員とする」としている（https://www.mhlw.go.jp/content/001121576.pdf）が、これは、非正規職員での配置となるよう誘導しているに等しい。今回の新法の求める女性相談支援員の業務は、市町村においても今までの婦人相談員の業務とは大幅に異なるため（市町村でも将来的に置かれるべき「支援調整会議」においても主導的立場となることが想定される）、非正規職員での職務遂行は困難であると考えられる。正職員での配置を行うよう求めること。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>4相談支援の充実</p>	<p>(3)市町村における相談支援強化への支援</p>	<p>②女性相談支援員配置への働き掛け</p>	<p>女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。</p>	D
131	26	<p>「また、女性相談支援センターによるアセスメントを通じ、支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況を適切に把握した上で、支援を適切に進めるとともに、県内外の民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託を積極的に活用します」とされているが、この「積極的な活用」が、「県施設での一時保護をなるべく行わず、県内外の民間シェルターや社会福祉施設を積極的に活用する」ものように読まれてはならない。「県内外の民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託も」などとすべきである。そして、この「一時保護の充実」については、県自身が、ニーズにあった施設を用意することも、課題解決の方策である（既出）。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>5一時保護の充実</p>			<p>支援対象者の状況を丁寧に把握し、女性相談支援センターにおける一時保護の実施や、県内外の民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託を迅速かつ適切に実施してまいります。</p>	D
132	27	<p>②として、「子育ての悩みや家族からの虐待に関するSNS相談の実施」が掲げられているが、(3)は「同伴児童への支援」である。「子育ての悩み」がここに入るの適切ではないので、別項を立てて、掲げるべきである。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>5一時保護の充実</p>	<p>(3)児童相談所と連携した同伴児童への支援</p>		<p>同伴児童への直接的な支援については、推進項目「多様な支援対象者の一時保護の実施」の中で実施してまいります。 なお、SNS相談の実施は支援対象者への支援を通じ、同伴児童への支援を行うため、当該項目に記載しています。</p>	D

133	28	「生活の中での被害回復に向けた中長期的に寄り添い続ける支援を行っていきます」と書かれているが、「継続的な自立支援」という語が使われているのは、「(3)民間団体による心のケアの実施」の①のみである。これでは、「継続的な自立支援」は民間団体しか行わなくてよいと読めてしまうので、修正すべきである。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	6医学的・心理学的な援助による被害回復支援	(3)民間団体による心のケアの実施	御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援 (修正前) (2)被害回復を図るための心理的ケアの実施 ①女性相談支援センター及び女性自立支援施設での心理アセスメント及び心理的ケアの実施 ②DV被害母子に対する心のケアの実施 (3)民間団体による心のケアの実施 ①民間団体と協働した心のケアを含む継続的な自立支援 ↓ (修正後) (2)被害回復を図るための心理的ケアの実施 ①女性相談支援センター及び女性自立支援施設での心理アセスメント及び心理的ケアの実施 ②DV被害母子に対する心のケアの実施 ③女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援 (3)民間団体と協働した心のケアの実施 ①民間団体による継続的な自立支援	A
134	29	(2)民間団体による継続的自立支援 ↓ (2)生活再建のための生活面におけるケアの実施 (3)民間団体による継続的自立支援	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	7日常生活の回復の支援	(2)民間団体による継続的自立支援	御意見を踏まえ、「7 日常生活の回復の支援(1)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援」に「②生活再建に向けた支援」を追加しました。	A
135	29	「継続的な自立支援」が、民間団体のみ行うものであるように読めるので、改めるべきである。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	7日常生活の回復の支援	(2)民間団体による継続的自立支援	御意見を踏まえ、「7 日常生活の回復の支援(1)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援」に「②生活再建に向けた支援」を追加しました。	A

136	29	計画では「継続的自立支援」という記述は「民間団体による継続的自立支援」とだけ書かれているが、行政が自ら動かねば無責任ではないだろうか。DVからの避難のため転居した場合もそこで支援が途切れてしまわないような具体策を講じなくてはならない。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	7日常生活の回復の支援	(2)民間団体による継続的自立支援	御意見を踏まえ、「7 日常生活の回復の支援(1)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援」に「③日常生活の回復に向けた退所後支援」を追加しました。	A
137	29	同伴児童などへの支援は、対象を広げるべきではないか。DV被害の児童へのケアは現在も実施されているが、青年期の支援が十分ではない。家庭内暴力の連鎖、青年期になって母親への暴力が表れることは重大な問題。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	8同伴児童などへの支援		施策の方向性「同伴児童などへの支援」では、満18歳に満たない児童のみならず青年期も含む同伴家族への支援を想定しています。いただいた御意見を参考に組み立てまいります。	C
138	29	(3)保育・就学・学習支援 ↓ (3)子の養育及び保育に関する特別な配慮 (4)子の就学における学習支援	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	8同伴児童などへの支援	(3)保育・就学・学習支援	御意見を参考に、「(3)保育・就学・学習支援」に「④就学に関する情報の提供」を追加しました。	A
139	30	支援の内容は、医療的・精神的な専門領域はじめ、経済支援、住宅支援など多岐にわたります。専門機関との連携を含め、様々な施策を具体化してください。支援対象者の支援は、その対象者のみの支援では解決・打開できない状況が予想され、同伴児童の支援は大前提ではありますが、同伴児童も年齢で区切らないことや、家族関係者含めての総合的支援をお願いします。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	9支援対象者に寄り添った自立支援		いただいた御意見を参考に「支援対象者に寄り添った自立支援」を進めてまいります。なお、本計画では満18歳に満たない者を「同伴児童」としていますが、「8 同伴児童などへの支援 (4)市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援」を盛り込み、幅広く同伴家族への支援に取り組んでまいります。	C

140	30	<p>(5)民間団体による継続的自立支援【再掲】</p> <p>(6)住宅の確保に関する支援</p> <p>(7)就業に関する支援</p> <p>↓</p> <p>(5)生活再建のための生活面におけるケアの実施</p> <p>(6)民間団体による継続的自立支援【再掲】</p> <p>(7)住宅確保に関する段階的な支援</p> <p>(8)就学や資格取得に関する支援</p> <p>(9)就労・就業に関する支援</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>9支援対象者に寄り添った自立支援</p>		<p>自立支援に係る推進項目の記述は、は法の基本方針に沿った記載としています。計画の「自立支援」を進めていく上で、いただいた御意見を踏まえ、自立支援に取り組んでまいります。</p> <p>なお、「7 日常生活の回復の支援(1)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援」において、「②生活再建に向けた支援」を追加しました。</p>	C
141	31	<p>女性自立支援施設や母子保護施設への入居を望まない傾向があるとの話でした。しかし、それは旧法の「保護・更生」という観点で相談者の尊厳が尊重されない厳しい規則などがあったため、これらの規則の見直す必要があります。また、県営住宅・UR賃貸・市町村の空家対策などを有効活用し、安心して自立が図れる住宅環境を確保すべきです。 (県営住宅の当選率を上げるという計画案は避難が必要な相談者には非現実的です)</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>9支援対象者に寄り添った自立支援</p>	<p>(6)住宅の確保に関する支援</p>	<p>いただいた御意見を参考に、施設への入所に当たっては法の基本理念に基づき集団生活に必要な運用も図りながら進めてまいります。 なお、「住宅の確保に関する支援」に当たっては、いただいた御意見を参考に、関係機関と連携を図りながら尽力してまいります。</p>	C
142	31	<p>女性自立支援施設や母子保護施設への入居を望まない傾向があるというが、それは旧法の「保護・更生」という観点で相談者の尊厳が尊重されない厳しい規則などがあったため、これらの規則の見直しも図られたい。また、県営住宅・UR賃貸・市町村の空家対策などを有効活用し、安心して自立が図れる環境を作るべきである。</p>	<p>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>9支援対象者に寄り添った自立支援</p>	<p>(6)住宅の確保に関する支援</p>	<p>いただいた御意見を参考に、施設への入所に当たっては法の基本理念に基づき集団生活に必要な運用も図りながら進めてまいります。 なお、「住宅の確保に関する支援」に当たっては、いただいた御意見を参考に、関係機関と連携を図りながら尽力してまいります。</p>	C

143	31	女性自立支援施設や母子保護施設の規則を相談者の尊厳が尊重されるよう、変更してください。また、県営住宅・UR賃貸・市町村の空家対策などを有効活用し、安心して自立が図れる住宅環境を確保してください。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	9 支援対象者に寄り添った自立支援	(6) 住宅の確保に関する支援		いただいた御意見を参考に、施設への入所に当たっては法の基本理念に基づき集団生活に必要な運用も図りながら進めてまいります。 なお、「住宅の確保に関する支援」に当たっては、いただいた御意見を参考に、関係機関と連携を図りながら尽力してまいります。	C
144	31	一時保護所の入所に制限がある(高学年以上の男児がいる場合、入所できない)。そういう場合のために、県営住宅など、女性が家迷わず出られる施策を講じる必要がある。経済的な自立ができていないと、家を借りることができない。すぐに逃げたいとき、優遇抽選では間に合わない。出られないがために、さらに困難が増す状況になってしまう。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	9 支援対象者に寄り添った自立支援	(6) 住宅の確保に関する支援		御意見を踏まえ、「②DV被害者等を対象に県営住宅の一時利用による居住支援」を追加しました。	A
145	31	④として「母子生活支援施設への入所支援」が挙げられていますが、母子生活支援施設の実施機関は、「福祉事務所」です。 現在でも、本人が希望し、一時保護委託時のアセスメントで母子生活支援施設の利用が望ましいとの結論が出て、実施機関である市福祉事務所が、措置費を理由に入所措置が行われないことが多々あります。 県として、県管轄の支援対象者への支援だけでなく、市福祉事務所が管轄する支援対象者に対しても、適切な支援が行われるような方策を打ち出していきたい。	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	9 支援対象者に寄り添った自立支援	(6) 住宅の確保に関する支援	④ 母子の状況に応じた母子緊急一時保護の実施	保護者が、配偶者のない女子等で、その者の監護すべき児童の福祉に欠けると認められる場合には、その保護者からの申込みに基づき、保護者及び児童を母子生活支援施設において保護することを原則としています。 母子生活支援施設への適切な措置の実施について、いただきました御意見も踏まえ、市福祉事務所に対して、引き続き働き掛けてまいります。 なお、市福祉事務所の行う入所措置に係る母子生活支援施設の入所費用については、国1/2、県1/4、市1/4をそれぞれ負担しており、市負担分について交付税措置が採られていることから財政的支援にはなじまないものと考えております。	C
146	31	「⑤民間ステップハウスの活用」 ↓ 「⑤民間団体の運営するステップハウスやシェアハウスの活用」	基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	9 支援対象者に寄り添った自立支援	(6) 住宅の確保に関する支援	⑤ 民間ステップハウスの活用	御意見を踏まえ、「ステップハウスなど民間施設の活用」に修正します。	A

147	32	<p>(1)退所後支援に、「通所による」相談、アフターケアがないのはなぜでしょうか？ 対象者によっては、訪問よりも通所の方が受け入れやすいこともありますし、電話やメールは手軽ですが、直接顔を合わせることで初めて把握できることはたくさんあり、より適切な支援が提供できると考えます。</p>	<p>基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>10地域での生活再建を支えるアフターケアの推進</p>	<p>(1)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援</p>	<p>令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設と位置付けます。 いただいた御意見を参考に、法の基本方針を踏まえた緩やかにつながり続ける支援を推進してまいります。</p>	C
148	33	<p>「基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援」を具体的にすすめるために、支援体制の充実なくして、基本計画を推進することは難しいと思います。 県の女性相談支援センター及び女性自立支援施設が、県の計画推進の要となるものであり、人員増と質の向上のための研修、情報共有、連携を重視して下さい。 なお、人員増は、多様化・複合化・複雑化する相談に対して、正規職員で対応をしてください。会計年度任用職員は、正規に比べその処遇が不安定、低賃金であり、自らの雇用に不安を抱く人が、困難を抱える女性の支援に当たることは、支援法の趣旨からも不適當です。まずは、県が率先して、女性相談員は正規雇用とし、職員も増やして下さい。そのための予算措置をすすめてください。 なお、国からの助成金について、正規雇用を前提とする予算をつけるよう意見具申して下さい。</p>	<p>基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実</p>			<p>令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設と位置付けます。 女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。 なお、国に対しては処遇改善を行いやすい環境の整備を図れるよう要望しております。</p>	D
149	33	<p>「支援人材の育成やネットワークの構築など、支援体制の充実を進めます。」 ↓ 「支援人材の育成やネットワークの構築など、支援体制を充実します。」</p>	<p>基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実</p>			<p>いただいて御意見を踏まえ、修正しました。</p>	A
150	33	<p>「支援対象者を入所させて保護し…」 ↓ 「支援対象者の入所により保護を行い…」</p>	<p>基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実</p>	<p>1支援の中核機関の機能強化</p>		<p>いただいた御意見を踏まえ、「入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施し」に修正しました。</p>	A

151	33	「女性相談支援員の配置促進並びに資質の向上、連携強化を推進します。」 ↓ 「女性相談支援員の配置を促進するとともに資質の向上を図り、連携を強化します。」	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	1支援の中核機関の機能強化			いただいた御意見を踏まえ、修正しました。	A
152	33	女性自立支援施設が、必要としている困難な問題を抱える女性が利用しやすいように施設の在り方を検討し、改善を図るべきである。基本方針にもあるように公設公営の本県の女性自立支援施設は、女性相談支援センター(旧婦人相談所)に女性自立支援施設(旧婦人保護施設)を併設する形をとっている。そして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者への支援の受け皿となっており、現在、DV被害者の入所の割合が一番高い。基本方針に「秘匿性の必要が高い場合と地域に開かれた社会生活等が重要である場合、それぞれに適切な支援を提供できるような施設や支援の在り方の検討に努める必要がある。」とあるが、全て民間に頼る話ではなく、県の施設について検討し、改善すべきである。	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	1支援の中核機関の機能強化			今後の女性自立支援施設の在り方については、いただいた御意見を参考に考えてまいります。	C
153	33	埼玉県の婦人保護施設は、現状、婦人相談所との併設になっているため、支援について困難がある。秘匿性を高くする必要がある施設、それほどでない施設など、ニーズに合った施設を作る必要がある。「強化・充実」として、これを実現すべきである。	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	1支援の中核機関の機能強化	(2)女性自立支援施設の支援機能の強化・充実		今後の女性自立支援施設の在り方については、いただいた御意見を参考に考えてまいります。	C
154	33	支援の要は、女性相談支援員です。女性が抱える問題は、多様化・複合化・複雑化していることからも、専門的・継続的な支援が求められるもので、女性相談支援員は、正規雇用とし、安定した雇用と適切な処遇をもって、研鑽を詰める身分としてください。会計年度任用職員では、専門性を培うことも、継続的支援を行うことも、自らの不安定・低賃金の処遇から、本法律の趣旨の支援をおこなう職員としては、不相当と考えます。県女性相談支援センターは、自治体の範となるよう、率先して職員は正規職員とし、処遇改善と人員配置も充実させてください。国からは、相談員は、会計年度任用職員での雇用に充てる補助金支給と聞いています。国に対して、正規雇用とする補助金をつけるよう意見具申してください。機能強化をするためには、予算確保が重要です。県としても、機能強化のための予算を確保してください。	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	1支援の中核機関の機能強化	(3)女性相談支援員の配置促進及び資質向上		女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。	D

155	34	<p>正規職女性相談支援員の配置促進及び資質向上へ。 また、現状、婦人相談員は、市町村では、福祉事務所や市本庁に配置されていることが多いと思う。 女性相談支援員の配置人数の増加が必要であると同時に、女性相談支援員の所属する所管のバックアップ体制の強化の明記を要望する。</p>	<p>基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実</p>	<p>1 支援の中核機関の機能強化</p>	<p>(3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上</p>	<p>女性相談支援員については採用形態に関わらず相談体制に支障がないようにするとともに、女性相談支援員の資質向上に努めてまいります。 「基本目標Ⅰ 4 相談支援の充実 (3)市町村における相談支援強化への支援」において、「③女性相談支援員配置への働き掛け」や「④市町村職員及び女性相談支援員への研修機会の提供」を通じ、取り組んでまいります。</p>	D
156	34	<p>民間団体との連携・協働がより有益なものとなって欲しい。また、民間団体の福祉事業に公費を投入するのであれば、公共性が保たれなければならない。そのため、連携・支援する民間団体を選定するに当たって公平性・透明性が保たれるようにするとともに、民間団体の活動実績とその効果、民間団体の会計、研修会の実施状況とその効果、人材育成の状況等を、評価・公表して欲しい。評価することで、施策の効果をより高められると思う。また、会計の適正さなどを県民・国民が確認できるように公表することで、公共性が保たれると思う。</p>	<p>基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実</p>	<p>2 民間団体との連携・協働の推進</p>		<p>基本目標Ⅱ「2 民間団体との連携・協働の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
157	34	<p>○民間団体との連携・協働、民間団体支援について 民間団体による居場所などの提供、民間団体による心のケア、民間団体による継続的自立支援など民間団体が十分な活動をするためには「人材と財政基盤」が不可欠であるが、具体的な支援策が無い。 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は「男女計画」の基本目標「1女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指す計画として位置づけられているが、「基本目標Ⅱ 5 民間団体との連携・協働の推進」、において民間団体への財政的支援や人材の養成などが既に掲げられており、財政的支援を明記すべきである。</p>	<p>基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実</p>	<p>2 民間団体との連携・協働の推進</p>		<p>基本目標Ⅱ「2 民間団体との連携・協働」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
158	34	<p>知見を有する民間団体との連携等は積極的に行ったほうが良いと思いますが、財務や人材不足の不安によって十分な支援が行えないかもしれません。そこで、一定の人員及び設備を有する民間団体を県が認定する制度を創設することを、この推進項目に入れたほうがよいと思います。</p>	<p>基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実</p>	<p>2 民間団体との連携・協働の推進</p>		<p>基本目標Ⅱ「2 民間団体との連携・協働」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>	C

159	34	「埼玉県DV対策・困難な問題を抱える女性支援関係機関連携会議(仮称)の実施などを通じ、体制の整備を推進します」と書かれているが、この会議についての記述が少なく、具体的な活動が明瞭でないように思われる。 「第6計画の推進体制」の「4庁内外の関係機関との連携」において(36頁)、この会議に関し、「本計画の推進状況に係る意見聴取を図ります」と書かれている。他方、男女共同参画審議会においても、「本計画の進捗状況を報告し、意見を施策へ反映します」とされているが、連携会議では聴取された意見は施策に反映されないのだろうか。現行の「DV対策関係機関連携会議」同様、計画文書の「参考資料」部分で「設置要綱」が掲げられ、そこで明示されるものと思われるが、本計画においても、読み手にわかるように明示してほしい。	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	2民間団体との連携・協働の推進	(1)民間団体との連携強化	①埼玉県DV対策・困難な問題を抱える女性支援関係機関連携会議(仮称)における民間団体の参加促進	「埼玉県DV対策・困難な問題を抱える女性支援関係機関連携会議(仮称)」は、庁内外の関係機関との連携強化を図る上で設置し、いただいた御意見は、連携強化に反映してまいります。 なお、御意見を踏まえ、会議の説明として「困難な問題を抱える女性及びDVの被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するために、被害者支援に関わる機関・団体等の連携を図るために設置される会議」を追加しました。	A
160	34	具体的な記述がなく、適切ではない。財政的な支援などについて書くべきである。17頁の「(5)民間団体への運営支援」において、「民間シェルターの運営に当たる民間団体は財政的基盤の脆弱性やスタッフの高齢化等による人的支援の不足などの課題」が言われており、「本県においても同様の状況にあり、民間団体への運営支援が求められています」とされているのだから、書かれるべきである。「埼玉県DV防止基本計画」では、「基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進」において、民間団体への財政的支援や人材の養成、交流会などが既に掲げられている。	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	2民間団体との連携・協働の推進	(3)民間団体の育成・支援		いただいた御意見を踏まえ、「2 民間団体との連携・協働の推進 (3)民間団体の育成・支援」に下記の項目を追加しました。 ①事業活動への支援 ②人材育成に関する支援 ③民間シェルター等への支援	A
161	37	主な関係機関の支援ネットワークは多岐にわたるため、支援調整会議の要は埼玉県となります。調整会議が権限を持ち、実効性があるものにするため、民間の協力を得つつも、安易な委託や事業の丸投げをしないでください。「助けて」と声をあげられる埼玉県の支援体制を作るために、人的配置と十分な研修、支援員の身分保障、経験の蓄積などを可能とする予算措置を実現してください。	(参考)主な関係機関の支援ネットワーク				いただいた御意見を参考に、基本目標Ⅱの「2 民間団体との連携・協働の推進」を進めてまいります。	C
162	37	主な関係機関の支援ネットワークは多岐にわたるため、支援調整会議の要は埼玉県です。調整会議が権限を持ち、実効性があるものにするため、安易な委託や事業の丸投げをしないでください。「助けて」と声をあげられる埼玉県の支援体制を作るために、人的配置と十分な研修、支援員の身分保障、経験の蓄積などを可能とする予算措置を実現してください。	(参考)主な関係機関の支援ネットワーク				いただいた御意見を参考に、基本目標Ⅱの「2 民間団体との連携・協働の推進」を進めてまいります。	C

163		<p>主な関係機関の支援ネットワークは多岐にわたるため、支援調整会議の要は埼玉県となる。調整会議が権限を持ち、実効性があるものにするため、民間の協力を得つつも、安易な委託や事業の丸投げをしないよう、「助けて」と声をあげられる埼玉県の支援体制を作るために、人的配置と十分な研修、身分保障、経験の蓄積などを可能とする予算措置を実現されたい。</p>	(参考)主な関係機関の支援ネットワーク					<p>いただいた御意見を参考に、基本目標Ⅱの「2 民間団体との連携・協働の推進」を進めてまいります。</p>	C
164	37	<p>8頁の「支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関」には「男女共同参画センター」が入っているのに、この図には入っていないので、入れるべきである。「DV防止基本計画」にも、このようなネットワーク図があるが(70頁)、そこで中心に置かれているのは、(県の配偶者暴力相談支援センターであるゆえだろうけれども)婦人相談センター、男女センター、婦人保護施設の3つである。中心に置かれるべきかどうかはともかくとして、ネットワークの中に入っていないのは適切でないので、入れるべきである。</p>	(参考)主な関係機関の支援ネットワーク					<p>令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設と位置付けます。支援ネットワーク図もこれを反映した形に修正しました。</p>	A
165	37	<p>機関名誤り県配偶者暴力支援センター→県配偶者暴力相談支援センター ①県男女共同参画推進センターと人権・男女共同参画課が入っていないので入れる。 男女共同参画推進センターは(県配偶者暴力相談支援センター)としてはあるが、上位計画「男女計画」のⅢ誰もが安全・安心に暮らせる社会Ⅲ--1女性に対するあらゆる暴力の根絶Ⅲ--2生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重はまさに本計画と重なるものであり、県男女共同参画推進センターは推進拠点である。 人権・男女共同参画課も計画を作るだけではないと考える。 ②病院も入った方が良く考える。 (参考)2023.11.32023.11.3付朝日新聞「性被害支援の草分けNPONPO苦境大阪のワンストップセンター増える相談・医師不足・維持に息切れ」</p>	(参考)主な関係機関の支援ネットワーク					<p>御意見を踏まえ、誤りについてお詫びし訂正させていただきます。 なお、令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。支援ネットワーク図もこれを反映した形に修正しました。 なお、支援ネットワーク図は主な関係機関を中心に記載していますが、女性の状況に応じ、必要な機関とも連携を図ってまいります。 人権・男女共同参画課は、基本計画の推進を担う役割を果たしてまいります。</p>	A
166	37	<p>「男女共同参画センター」を追記。</p>	(参考)主な関係機関の支援ネットワーク					<p>令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターと統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。支援ネットワーク図もこれを反映した形に修正しました。</p>	A

167	37	配偶者暴力支援センター→配偶者暴力相談支援センター さいたま家庭裁判所→さいたま家庭裁判所(調停)	(参考)主 な関係機 関の支援 ネット ワーク				御意見を踏まえ、誤りについてお詫びし訂正させていただきます。 女性が抱えている問題は様々であり、裁判所の関わりも様々であるため、そのま まの記載とさせていただきます。	A
168	18, 19, 20, 21	施策をよりよくしていくために、施策の検証・評価が大事だと思う。期間途中および期間終了時に、施 策の実施状況・効果、予算の執行状況などを、評価・公表してほしい。施策の検証や進捗状況の報 告・意見聴取はするそうなので(36頁)、検証基準を明確にするとともに、結果を公表してほしい。推進 指標(18頁、19頁)・目標値(20頁、21頁)が定められているが、目標値が4項目と少なく、推進項目と目 標値の対応がはっきりしないと思う。推進項目が多数挙げられているので、各推進項目に対して効果 の評価方法や目標値があるとよい。目標をはっきりさせた上で、その達成状況を評価・公表してほし い。目標値としては、講座(20頁)や研修(21頁)の回数が設定されているが、回数だけにとどまらず、 中身の有益性や費用対効果も評価してほしい。また、講座や研修以外にも、自立支援活動など大事 な項目が多数あると思う。これらの項目を、例えば、支援が必要なくなる程度まで自立できたか、とい う指標で評価できると思う。評価指標・目標値が充実するとよいと思う。	全体				計画の進捗状況については、埼玉県男女共同参画審議会へ報告し、意見を施策 へ反映してまいります。 いただいた御意見を参考に計画を推進してまいります。	C
169	18, 21, 22	性別にとらわれず、「人権を尊重」することが、理念にある「人権の擁護」「男女平等」に資すると思う。 そのため、「女性の人権を尊重」「女性に対する暴力根絶」という表現は、単に「人権を尊重」「暴力根 絶」とするほうがよいと思う。女性に限らず、人権を尊重すべきであり、暴力根絶すべきであり、まして や「男女平等」というなら、「女性の」「女性に対する」という表現は余計だと思う。	全体				本計画は、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み 制定された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき「女性の」と しています。 なお、上位計画である「埼玉県男女共同参画基本計画」の目標の副題は「人権が 尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ」と性別にとらわれないものとなっており、推進 しているところです。	D
170	21, 22	そもそも「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に問題があると思うが、「女性が」「女性 の」と言い過ぎず、人権尊重の意識を持つことが大事だと思う。p.21に「その背景には…固定的性別 役割分担意識や無意識の偏見があります。」とあるが、「女性特有の問題」は「女性であること」自体に 起因するものであって、「意識」や「偏見」が背景といえるのかよく分からなかった。もちろん、「女性特 有の問題」に対して支援することは大事だと思うし、「意識」や「偏見」も背景の一つとしては確かにある のかもしれない。しかし、「不安定な就労状況や経済的困窮」は、女性の方が多くとしても女性特有で はないし、「孤立」に至っては男性のほうが多い可能性がある。例えば、「人々のつながりに関する基 礎調査」(内閣官房、令和4年)によると、孤独感を「常を感じる」者の割合は男性の方が高い。「男性 は経済的に困窮しにくい」「男性は暴力被害を受けにくい」というのも偏見の一つであり、これに男性が 苦しめられ、困難を抱える男性が助けを求めにくくなって可能性があると思う。あえて「女性の人権の 軽視」と表現することが偏見ではないかと思う。性別に関係なく「人権の軽視」は問題であり、性別に関 係なく人権は重要である。	全体				本計画は、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み 制定された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき「女性の」と しています。 なお、上位計画である「埼玉県男女共同参画基本計画」の目標の副題は「人権が 尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ」と性別にとらわれないものとなっており、推進 しているところです。	D

171		<p>※困難な問題を抱える女性支援が具体的に動き始めることが本当に出来たら、誰でも暮らしやすい社会になるでしょう。絵に描いた餅にならないために全市町村に女性相談支援員を設置すべきです。また、公務員の仕事のローテーション(ポジション)の一つとならないように専門性を高める必要があります。同時に数年で転動してしまうことも避けたい。</p> <p>人間関係が煮詰まりがちの人口の少ない町村こそ女性相談支援員が必要です。また、教育も大切です。</p> <p>どんな境遇の女性も暮らしやすくなれば、少子化も改善されるはずですが、生活に展望が見えるのですから…。本当に豊かな社会を目指しましょう。</p>	全体				<p>いただいた御意見を参考に、まずは推進指標を達成できるよう全市町村に働き掛けてまいります。</p> <p>また、女性相談支援員の資質向上に尽力してまいります。</p>	C
172		<p>市町村における相談支援強化のための支援・補助金、研修の充実を図るため、十分な予算と支援員の育成を望みます。多様な支援が必要となる、支援員の育成は、この計画が生きる鍵を握っていますので、よろしくをお願いします。</p>	全体				<p>いただいた御意見を参考に女性相談支援員の資質向上に尽力してまいります。</p>	C
173		<p>現在の計画文書には、新法の重要ポイントである「これまで支援が届かなかった女性に届ける」ための内容が少ない。具体的に明文化し、強調する記述を入れるべきである。例えば次のような対象である。いずれも参考になる団体の情報を付しているが、実施については委託や助成ではなく、県の自主事業として継続的に行うべきものである。</p> <p>「若年女性」 現在の相談支援の入り口は電話が主であるが、若年者に届くためにはSNSの活用が必須である。「ピッコラーレ」などによる、参考になる実践がある。</p> <p>「高齢シングル女性」 「わくわくシニアシングلز」が2016年と2022年に行った「中高年シングル助成の生活実態調査」がある。特に非正規雇用による貧困と、住居獲得の困難が切実である。</p> <p>「外国人女性」 文化的に女性が表に出にくい人々には、当然ながら支援が届かない。埼玉県に多く住むクルドの女性たちはそれにあたる。「ジェミニ」では日本の女性たちがクルド女性とつながり、自尊感情の醸成や具体的な困りごとの手助けをしている。</p>	全体				<p>法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず対象となることから、第5 計画の内容の基本目標 I において、御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>第5 計画の内容 基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 (修正前) 高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。</p> <p>↓</p> <p>(修正後) 年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。 なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。</p>	C

174		<p>今まで売春防止法の範囲内であった女性支援が、こんな女性支援法として支援対象が広がったことは大いに歓迎している。しかし、基本計画が男女共同参画審議会での十分な論議のないまま県民コメントを求められたことに、これからの支援の施策の具体化において不安が残る。県民コメントの意見を大事に、さらに効果的な基本計画になるよう期待している。</p> <p>不登校・ひきこもりの子どもがいる家庭で、特に女性が困難を抱えている。その実態も調査してもらいたい。経済的な自立が困難なため、夫や家族から離れられない女性、青年がいることを理解してほしい。</p>	全体					<p>いただいた御意見を参考に施策の推進に尽力してまいります。</p>	C
175		<p>困難な女性というときにDVや性暴力を受けた女性という像に特化されすぎている印象を受けます。困難女性の支援対策の主な施設がかつての婦人相談所であることもその印象を強くします。</p> <p>困難女性とは、単身高齢、失業、貧困、障害、外国人、民族といった多岐にわたる 이슈を包括できるものでなくてはならないはずです。しかしこの困難女性支援対策は、高齢者施設、ハローワーク、障害者福祉施設、外国人のサポート団体などにもちゃんと周知され予算や制度が適用されるような仕組みになっているとは思えません。困難女性とは何かをいま一度考える必要があると私は思います。</p>	全体					<p>いただいた御意見を参考に施策の推進に尽力してまいります。</p>	C
176		<p>困難な問題を抱える女性の意向に沿った支援をお願いします。そのためには、実態調査が重要で、当事者や支援団体などの声をよく聴いてください。また、困難な問題を抱える女性とは、広範囲であり、DVやひとり親だけでなく、若年女性や高齢女性、障害のある方などこれまで見過ごされてきた人たちも助けてください。そのためには、しっかりとした財政基盤、人・物・金が必要です。支援の拠点作り、関わってくれる人や団体への支援、市町村への支援も欠かせません。3年以内にすべての市町村で計画を立てることになっていますが、実効性のある計画となるよう県が支援をしてください。</p>	全体					<p>いただいた御意見を参考に施策の推進に尽力してまいります。</p>	C
177		<p>他にも若い人や親子でも利用できるシェルターや居場所を作ってください。若年の方は相談に来ないことが多く、町の保健室のような場所ができ、増えていくといいです。高齢女性の貧困の問題もあります。</p>	全体					<p>いただいた御意見を参考に施策の推進に尽力してまいります。</p>	C

178	<p>最近もDV被害女性の同行支援をしましたが、通達が生きておらず、窓口で「夫に書類を書いてもらって、持って来い、もらえないなら申請できないだけだ」と言われました。私が、それはあり得ないと交渉しましたが、前回はおひとりで行ったため、追い返されてしまいました。同行支援は必要です、困難な問題を抱える女性はひとりで手続きをするパワーがなく、そのため判断力も弱っています。ぜひ、困難な問題を抱える女性やその支援者をエンパワメントしてください。そして、ひとりひとりを大切にしてください。問題解決できるように支援調整会議を開催してください。県民全体に教育及び啓発、正しい知識を提供するだけでなく、自己決定していいことも伝えてください。居住支援があれば、そこから少しずつ生活を立て直せます。社会的養護や外国にルーツがある方も支援できるような枠組みを作ってください。そして、ネットワークにWithYouさいたまや市町村の女性センターを組み入れて活用してください。</p>	全体				<p>いただいた御意見を参考に施策の推進に尽力してまいります。</p> <p>令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターと統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。支援ネットワーク図もこれを反映した形に修正しました。</p>	C
179	<p>○市区町村基礎自治体の支援力の強化と連携体制の確立 複合的な困難を抱えた当事者は、専門の相談窓口だけでなく、他の窓口からつながることが想定され、また、福祉・生活全般の支援の担い手は基礎自治体であるため、市町村の支援力の強化を行うことが必要である。</p> <p>①DV専門の相談窓口(配偶者暴力相談支援センター等)だけでなく、役所の現場にも相談対応できる職員を配置すること(研修、OJTは必須)。 ②法の基本方針にもあるように、その相談支援員を庁内で孤立させず、相談者をたらいまわしさせることの無いよう協力する体制を作り、共通シート、マニュアル等を整備すること。 ③カウンター越しで話を聴くのではなく、相談内容が他者に洩れず、安心できるような相談室の空間を整備すること。 ④都道府県のセンターは、どのように市町村とケースワークについて連携するか、被害者の負担を軽減し、また支援が切れて取りこぼされるケースが発生しないように、マニュアルやデータベース等を整備すること。</p>	全体				<p>いただいた御意見を参考に市町村において、困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう支援を行うとともに、関係機関との連携の充実を通じ、支援に尽力してまいります。</p>	C
180	<p>○これまで支援が届きにくかった人を支援できるようにするための体制整備 例えば、 ①土日夜間でセンターが開いていない時間での緊急の保護対応のための対策を講じる。(土日夜間も対応する職員を置く、一時保護決定までの間の当面の避難のための民間委託や、代替施設、ホテル予算確保など) ②「DV防止法」で被害者と定義されないデートDV(生活の本拠を共にしている関係以外)の一時保護を含む支援も確実に行うこと。 ③外国籍の女性、高齢者や病気・障害をもつ人をどのように支援できるか、ノウハウをもつ団体との連携や施設の準備、マニュアル整備、通訳や介助者などの予算確保などを行うこと。注:国の「DV基本方針」より「外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保しておくことが望ましい。」「障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることによる、障害者の権利利益の侵害の禁止。合理的配慮の提供など、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。」</p>	全体				<p>一時保護の充実に当たっては、いただいた御意見を参考に推進してまいります。</p> <p>法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず対象となることから、第5 計画の内容の基本目標 I において、御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>第5 計画の内容 基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 (修正前) 高齢者、障害者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。</p> <p>↓</p> <p>(修正後) 年齢、障害の有無、国籍など、本人の状況に応じて支援していきます。 なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。</p>	D

181		<p>○相談記録、統計の改善、統一化 これまでのごとく、DVについての相談統計は把握・公表されてきていたものの、その詳しい内訳等は、自治体によりばらつきがある。また、DV以外の相談については、婦人相談所や婦人相談員「処理件数」等数項目の統計しなく、相談を把握するために最適なケースの類型別統計、相談者の属性や相談経路、行った支援内容などを把握分析できる情報が不十分である。各自治体は、国と歩調を合わせながら、相談実態や支援活動を把握できる指標を反映した統計記録を作成し、公表すること。このような統計的な集計や分析を行うためには、「延べ対応件数」だけでなく「実ケース数(おおよそ実人数と同じ)」の統計記録を作成することが必要であり、それは、電話やSNS等と切り離れた面談を行ったケース数として記録を作り、統計をまとめることが妥当である。</p>	全体				<p>御意見のとおり、統計調査については、正に国と歩調を合わせながら進めていくことが不可欠です。法の基本方針によれば、「国は、直面している問題の内容や年齢層、支援内容や実績、一時保護及び女性自立支援施設等における支援内容や一時保護及び女性自立支援施設の退所後の状況、自治体の取組状況等に関する定期的な実態調査を行い、公表する。」としています。県としましては、国の動向を注視しながら、実態の把握に努めてまいります。</p>	C
182		<p>○民間団体の真の活用と対等を前提に協働体制を築く 地域による偏在があるが、地域には、様々な民間支援団体が活動している。DVや性暴力の被害者を初期段階のアウトリーチから、包括的な支援を行う団体もあり、自立や回復支援を中心に担っている団体もある。特定の分野、対象者、問題について専門的な知識やノウハウを持っている団体もある。センターや市区町村は、それら団体と協働して支援活動を行っていただきたい。当然ながら、それは、ボランティアでの活動や単なる下請けとして利用するというのではない。特に市町村では、これまで民間に活動を委託する予算を確保しておらず、無償ボランティアでの支援を期待することが多く行われてきた。また、民間から行政につないだ相談ケースをその後も協働で支援することを拒むことや、婦人相談所の支援方針を一方向的に押し付ける(けれども民間の側からみると、その支援方針の方が適切ではないと思われる)ことがあるという批判があった。法施行後は、このようなことの無い、真に対等な民間との連携を積極的に行うこと。</p>	全体				<p>施策の方向性「民間団体との連携・協働の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に尽力してまいります。</p>	C
183		<p>県の基本計画の策定に当たり、前提となるのは、法の「施策に関する基本的な方針」です。その方針の文中に、「婦人保護事業は困難な問題を抱える女性への支援が重要な課題となっているにもかかわらず十分に活用されてこなかった」とあります。 そして、法の下で実施される女性支援事業は、これまでの婦人保護事業の中核を担ってきた3機関が名称を女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設と変更するが引き続き事業の中心となり、支援を担っていくことが明記されています。 県内の婦人保護事業は十分に活用されてきたのでしょうか。婦人相談センター入所にあたっての高いハードル、婦人相談センターのみの婦人相談員、自立支援施設(婦人保護施設)は婦人相談センターとの併設の為、どう活用されているかわかりません。ですので、3機関が、今回の女性支援法の重要な担い手として法の理念を具現化する為に活用が図られる体制づくりが必要です。 また、女性支援法の趣旨を生かす体制づくりの為に、現場に即した計画案を考えていくことが大事です。当事者の声や思いが一番発せられているのは支援現場だからです。基本計画の策定に当たり、婦人保護事業の変遷を知る学識者、婦人保護事業の3機関、市町村、福祉施設関連団体、民間団体等、支援現場の方が委員に入っていないのは残念に思います。 今回の基本計画(案)では、民間との協働も多岐にわたり明記されていますが、女性支援事業の3機関の十分な活用が図られていってこそ、民間の役割、課題も見えてくると思っています。</p>	全体				<p>法の基本理念を踏まえ、包括的かつ継続的な支援を行ってまいります。 令和6年4月から県婦人相談センターを県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化し、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を担います。 本計画において、県男女共同参画審議会での協議のみならず、民間団体へのヒアリング調査を実施し、支援現場の状況と、今後の必要な施策について伺いその結果を踏まえ、策定を図っています。 庁内外の連携の強化に当たっては、市町村や民間団体などの庁内外の関係機関で構成する埼玉県DV対策・困難な問題を抱える女性支援関係機関連携会議(仮称)において、計画の推進状況等の意見徴取を図り、施策への反映に努めてまいります。</p>	C
184		<p>基本計画の中には非常に沢山の「民間団体」という言葉が出てきます。 私たちとしても、女性支援新法に向けて「民間団体」としてより一層の自覚と責任を持って取り組んでいきたいと考えます。そこで、全ての「民間団体」を「民間支援団体」としていただくことは可能でしょうか。 ほんの2文字ですが、これが入ることにより民間の意気込みを感じていただければと思います。ご検討ください。</p>	全体				<p>法の基本方針の中で、「民間団体」と記載されており、こちらに準拠した記載としてあります。いただいた御意見の趣旨を踏まえ、尽力してまいります。</p>	D

185		新法は総合的な女性福祉の視点が欠かせないと思います。この視点をどのように計画に落とし込むか悩むところですが、趣旨、位置付け、対象者の部分に入れていただければと思います。	全体					「第1 計画の基本的な考え方 1 策定の趣旨」において、「女性の福祉の増進…を総合的かつ計画的に展開」とし、計画の推進に当たり踏まえてまいります。	C
186		障害を持つ女性への取組も重要です。障害があるというだけで困難な状態にあるうえに、差別や偏見を受けやすいという状況、加えて性被害を受けやすいという重篤かつ複合的な課題が生きづらさにつながっています。	全体					「基本目標 I」において、「年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援」していくことを記載しています。困難な問題を抱える女性への支援を実施していく上で、いただいた御意見を参考にしております。	C
187		若年女性の支援を思っていることですが、就労の前に就学が終了しておらず、十分な教育を受けていない、不登校経験、学業中断のまま社会に出て様々な困難を抱えやすい。彼女たちへの学び直しや資格取得に向けた機会の提供も必要とされています。また同伴児童への養育や保育に関する特別な配慮も必要であると思われまます。	全体					若年女性や同伴児童への支援に当たっては、いただいた御意見を参考に尽力してまいります。	C
188		前半は分かりやすく、新法に沿った基本計画に向けての考え方が表れていると思いました。後半、特に計画の内容や施策の方向性がより具体的だとさらに分かり易いと考えます。	全体					法の基本方針を踏まえ、施策の方向性については整理しているところです。計画に基づく具体的な取組については、計画の進捗状況の管理の中で、示してまいります。	C